

知財で未来を創造する ——— ✨ ✨ ✨  
The future is created with the literary property.



国立大学法人香川大学  
平成26年1月

知的財産センタ  
社会連携。

平成24年度

活動報告書

## 社会連携・知的財産センターについて

香川大学では、地域に根ざした産学官連携活動を含む社会貢献活動を、教育および研究と並ぶ重要な使命と位置づけています。この社会貢献活動は大きく二つに分けられます。一つは、地域に根ざした共同研究を推進し、その成果を知的財産として結実させるとともに、それらの知的財産をもとにした、新たな展開、新たなイノベーションの創出を目指す、どちらかという、産学連携の色が濃い活動です。もう一つは、知的財産など産業に関することにはすぐには結びつかないですが、地域の行政機関などと連携して地域の問題を解決することに役立つ、どちらかという社会貢献の色が濃い活動です。当センターはこれまで前者の活動を主に行っていました。その成果として得られた共同研究や受託研究の成果あるいは知的財産の件数を p. 11～21 に示しています。この中には単に外部の企業と大学内の研究者の橋渡しになっただけでなく、センターに所属のコーディネータが積極的に活動して新たな連携を創出した成果も多く得られています。

最近では、これらの産学連携活動にとどまらず、後者の社会貢献の色が濃い活動にも力を入れています。

例えば、香川県の人口比の万引き認知件数が7年連続全国ワースト1であった背景から、香川県警から当センターに対策の依頼があり、センターがつなぎ役となって香川大学内に万引き防止対策チームが発足しました。メンバーは教育、経済、工学と幅広い分野で構成されており、店舗用防犯パンフレット、万引き防止啓発DVD、教材の開発等と万引き防止対策協議会の設置等の対策を講じました。その結果万引き認知件数は平成22年度全国ワースト2、平成23年度全国ワースト4と低下し、着実に効果が現れ、香川県内だけでなく、各省庁等からも高い評価を頂き、平成25年3月には香川県警が警察庁長官賞を受賞しました。

その他、自殺予防対策プロジェクト、R-1（ブドウ品種）ブランド研究会等、学部を越えた連携、いわゆる文理融合型研究プロジェクトの立ち上げから運営管理、情報発信までを我々のセンターではトータルにサポートしています。また、R-1ブランド研究会の活動が四国地域イノベーション創出協議会主催「2012イノベーション四国顕彰事業 四国産業技術大賞 革新技術賞 奨励賞」を受賞するなど、着実に成果をあげております。

さらに、香川県下の産・学・官が一体となり健康関連分野での産業創出を目指した「かがわ健康関連製品開発地域構想」では、香川大学の医学部、工学部の技術シーズを地域に還元するために本センターがハブ的な役割を果たし、平成23年度から動き出しました。

このような活動をより推進するために、当センターでは従来から、1) 顧客へのワンストップサービスの励行、2) 顧客とのウイン・ウインの関係の創造、及び3) サービスイノベーションの持続的展開という三つの方針を掲げています。

1) の顧客へのワンストップサービスの励行では、香川大学にどんな知的財産があるのか、香川大学と共同研究したいがどうすればよいのか、相談したいことが有る場合にどこの学部にお問い合わせればいいのかなど、研究や知的財産に関わることは私たちのセンターが一手に引き受け、こちらに来て頂ければ必要な情報はすべてわかり、またその後の手続きもスムーズに行うように努めています。

2) のウイン・ウインは、どちらにとっても有利なという意味です。研究の成果や知的財産の取り扱いなど、様々な事柄において顧客と大学のどちらにとっても満足のいくような関係を創造していこうというものです。

このように当センターは顧客へのサービスを円滑に行うために日々活動していますが、現状のシステムに甘んじることなく、それを向上させるため、常に内容を点検し、刷新を持続的に繰り返してよりよいものにしていこうと常に努力しています。これが3) のサービスイノベーションの持続的展開です。

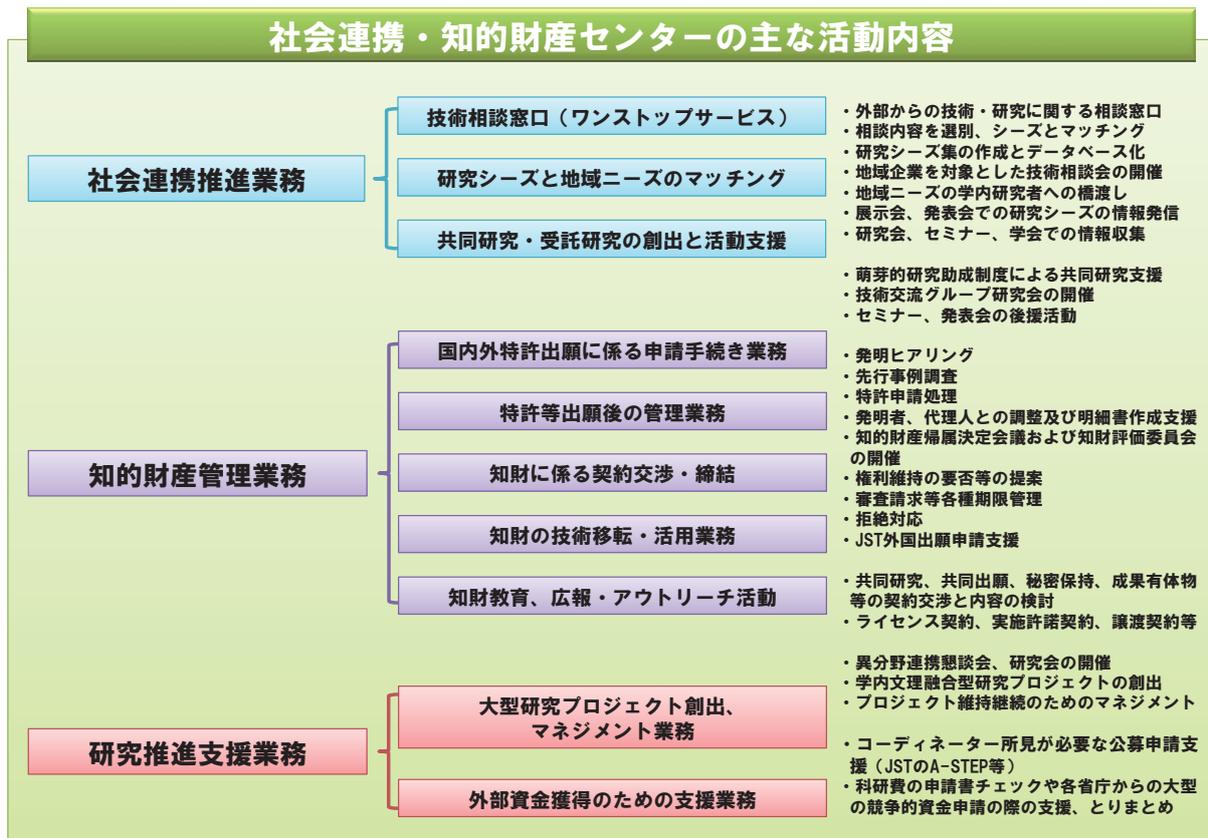
本報告書では、平成24年度における社会連携・知的財産センターの活動についてその取り組み内容や成果をとりまとめました。当センターのサービスイノベーションの持続的展開のため皆様の様々なご意見をいただければ幸甚です。



社会連携・知的財産センター長  
合谷 祥一

## 社会連携・知的財産センターの概要

社会連携・知的財産センターは平成 12 年 4 月に設置された地域開発共同研究センターと平成 16 年 4 月に設置された知的財産活用本部とが平成 20 年 4 月に統合されました。主に民間企業等との共同研究及び技術交流を推進する社会連携推進業務、知的財産を核とした管理・活用及び産学官連携活動による地域への還元を行う知的財産管理業務、そして近年では地域や学際を越えた組織横断型による大型研究プロジェクトの企画から運営までの研究推進支援業務等の役割も担っています。



このように、本学では当センターを地域と大学との円滑な連携、協働するための橋渡し役を果たす独立組織として位置づけており、全学部の研究者を対象とした研究シーズと地域ニーズのマッチングを基に研究成果を社会に浸透させ根付かせる活動を行っています。

さらに、大学を中心としたニーズオリエンテッドな研究テーマを事業化させ、産業の振興や雇用創出、人材育成等を含めた地域経済活性化の核を育てることによる知の還元を務めています。

特に近年では地域企業、自治体との連携関係をより強化し、新たなイノベーション創出に向けた産学官連携での取り組みを活発化させ、これまでに無い大規模な異分野融合によるプロジェクトを長期的視野に立って推進するためのマネジメント業務を担う機関としても重要な役割を果たしています。

将来に渡り切れ間無い連携関係を持続させるため、ワンストップでの窓口サービスとあらゆるニーズに対して対応出来る体制の構築の下に当センターは大学の顔として機能して参ります。

# 目 次

## 社会連携・知的財産センター（平成24年度）活動報告

1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進	
(1) 技術相談・研究相談	1
(2) 学内研究シーズの発掘	1
(3) 企業訪問による企業ニーズの調査	2
(4) 企業見学会（シーズ発表を伴う）の開催	2
2. 研究関連情報の学外提供	
(1) 講演会・セミナーの開催	3
(2) 各種メディアによる広報活動	3
(3) 展示会・イベント等の出展の支援	4
(4) 出前相談会の開催	5
3. 技術交流グループの研究活動の支援	
(1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況	6
(2) 技術交流グループ活動状況	6
4. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進	
(1) 各種公募事業等に係る申請書の作成支援	10
(2) 競争的資金（産学官連携関連）の採択状況	10
5. 共同研究・受託研究費等の受入状況	
(1) 共同研究費の受入状況	11
(2) 受託研究費の受入状況	11
(3) 部局別共同研究費の受入状況	12
(4) 部局別受託研究費の受入状況	12

6. 発明、特許出願状況等	
(1) 発明件数、特許等出願件数	13
(2) 特許出願等の経費	14
(3) ライセンス契約、収入	15
(4) 大学単独所有の公開特許	16
(5) 大学所有の登録特許	18
(6) 大学所有の登録商標	22
(7) 大学所有の登録品種	22
(8) 大学所有の登録意匠	22
7. 知的財産についてのQ&Aその他	
(1) 発明届出から権利帰属までのフロー	23
(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと	24
(3) 知的財産についてのQ&A	25
(4) 特許実施許諾等による収益配分	26
(5) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約))	27
8. 文理融合型研究プロジェクト推進支援	
(1) 万引き防止対策事業	28
(2) 自殺予防対策事業	28
(3) R1ブランド研究会	29
(4) 医工連携事業の推進	30
9. 学術・教育活動	31
10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への 参加状況	33
11. 会議・委員会の開催状況	
(1) 産学官連携推進機構会議の開催状況	35
(2) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況	35
(3) 知的財産帰属決定会議の開催状況	36
(4) 知的財産評価専門委員会の開催状況	36

## 1 2. 社会連携・知的財産センターの組織

- (1) 社会連携・知的財産センタースタッフ・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (2) 知的財産帰属決定会議委員・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (3) 知的財産評価専門委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

## 1 3. 四国産学官連携イノベーション共同推進機構の構築について

- (1) 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (2) 組織体制図(案)・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

## 参 考 資 料 (平成25年12年1日現在)

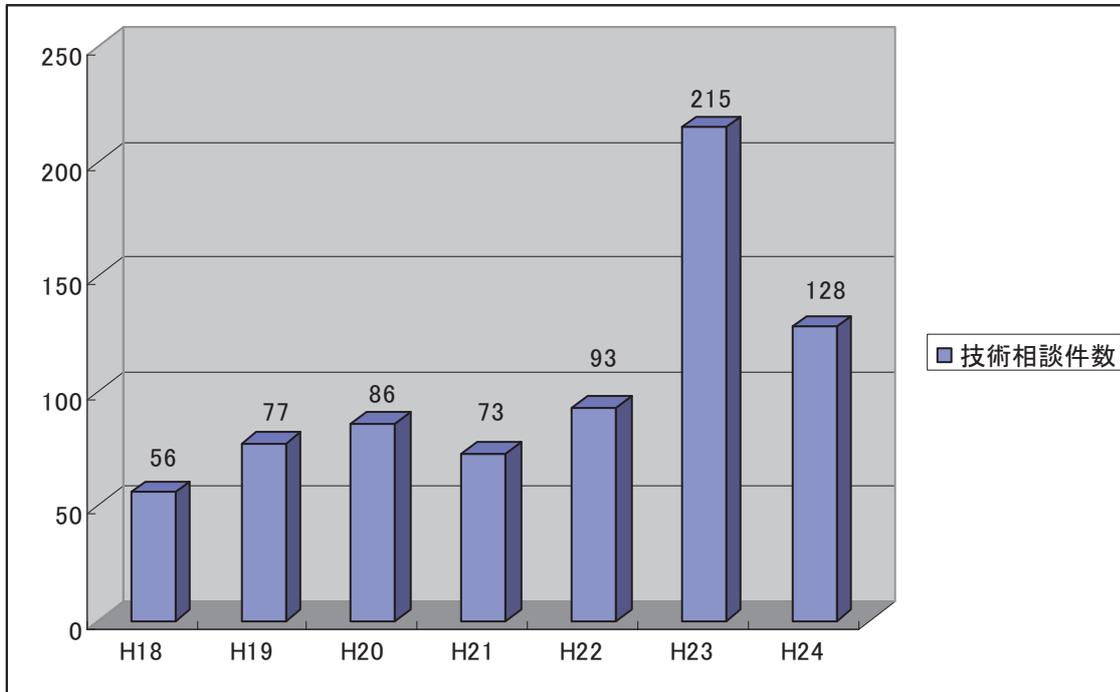
- (1) 社会連携・知的財産センター組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (2) 社会連携・知的財産センター規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (3) 社会連携・知的財産センター会議規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (4) 社会連携・知的財産センター利用細則・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (5) 知的財産帰属決定会議規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (6) 知的財産評価専門委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (7) 知的財産評価に関する取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (8) 知的財産ポリシー・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (9) 職務発明規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- (10) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- (11) 研究成果有体物管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- (12) 香川大学共同研究取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- (13) 香川大学受託研究取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- (14) 利益相反について・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

平成 24 年度

社会連携・知的財産センター活動報告

## 1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進

### (1) 技術相談・研究相談

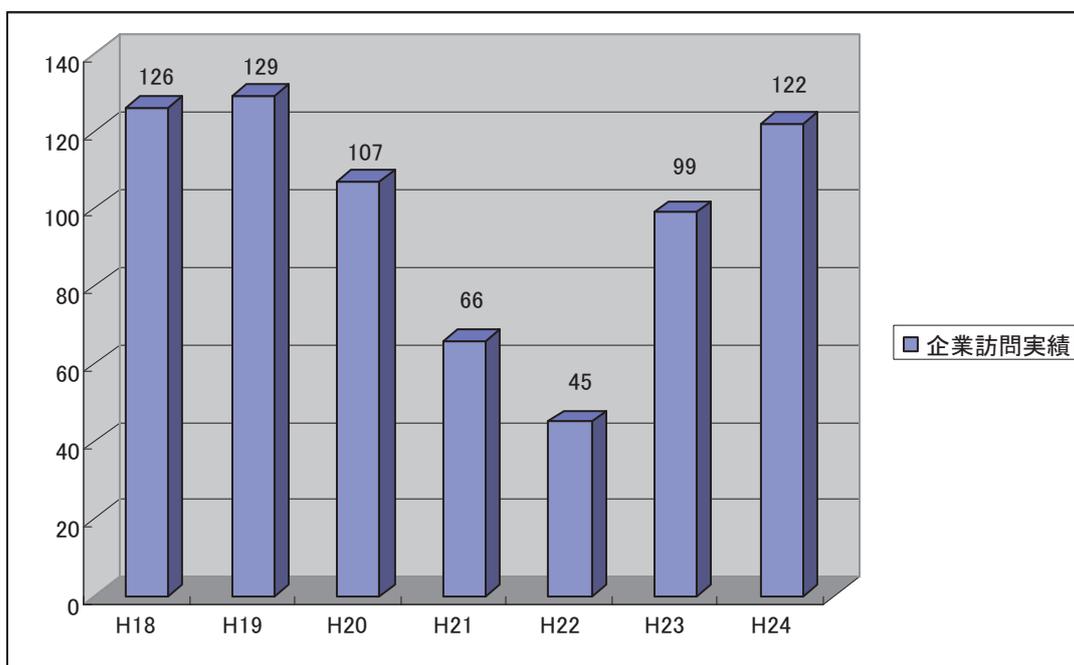


### (2) 学内研究シーズの発掘

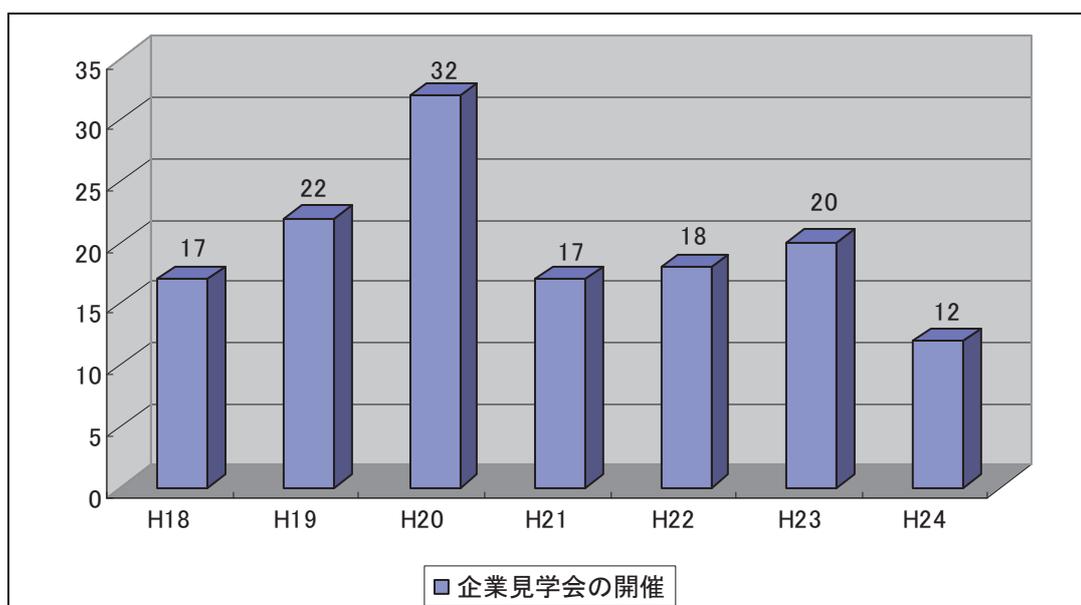
研究シーズ収集実績（平成24年4月～平成25年3月分）

部局等	件数
医学部(附属病院を含む)	26件
工学部	47件
農学部	23件
その他	12件
合計	108件

### (3) 企業訪問による企業ニーズの調査



### (4) 企業見学会(シーズ発表を伴う)の開催



## 2 . 研究関連情報の学外提供

### (1) 講演会・セミナーの開催

#### a. 社会連携・知的財産センターセミナー

回数	日時・場所	講演題目	講師・所属	参加者数
第1回	平成24年8月7日 工学部キャンパス講 義棟3階3302講義室	日立ハイテクノロジーズの知 的財産戦略ー大学と企業と の連携の事例紹介含むー	(株)日立ハイテクノロジーズ 知的財産部長 石塚 利博	36人
第2回	平成24年10月24日 農学部キャンパス BW 棟1階106講義室	大学研究者が知っておくべき 知的財産ー入門編(アグリ分 野における知財活用)ー	辻丸国際特許事務所 弁理士、香川大学客員教授 辻丸 光一郎	32人
第3回	平成25年3月13日 工学部キャンパス 社会連携・知的財産セ ンター3階セミナー室	開発途上国チュニジアの医 療・分析・健康関連機器につい て 現状と将来	前 JICA チュニジア シニアボランティア 菅原 研之	17人

#### b. 講演会

講演会名	日時・場所	講演題目	講師・所属	参加者数
JAXA 講演会	平成24年7月27日 工学部キャンパス本 館2階大会議室	JAXA の産業連携活動	宇宙航空研究開発機構 産業連携センター 渡戸 満	50人
宇宙分野産業化に 関する講演会	平成24年12月14日 工学部キャンパス本 館2階大会議室	多摩川精機株式会社にお ける宇宙機器開発の歩み	多摩川精機株式会社 常務取締役 熊谷 秀夫	58名

### (2) 各種メディアによる広報活動

区分	名称	備考
百十四銀行関連	(財)香川経済研究所 「調査月報」	3ヶ月ごとに3件~4件の研究シーズ掲載
百十四銀行関連	114ビジネス通信 経営サポートニュース	毎月1件の研究シーズ掲載
香川銀行関連	香川ニュービジネスク ラブ事務局 「KNBC NEWS」	毎月1件の研究シーズ掲載
セミナー関連	ビジネス香川	社会連携・知的財産センターセミナー等の掲載 月刊誌(朝日新聞、日本経済新聞折り込み)

### (3) 展示会・イベント等の出展の支援

展示会・イベント名	開催場所	日時	出展内容 ※発明者が複数の場合は代表者のみ記載
JST 四国地区五大学 新技術説明会 注)	JST ホール	H24.4.6	・溶液プロセスによる製膜が可能な n-型液晶性半導体 (工学部 舟橋先生)
BIO tech 2012	東京ビッグ サイト	H24.4.25 ～4.27	・糖たんぱく質製剤生産に有用な糖ペプチドの調整 (総合生命科学研究センター 中北先生) ・膵癌マーカーとしての血清可溶性(プロ)レニン受容体 (医学部 西山先生)
香川県 新技術・新工 法展示商談会	トヨタ自動車 サプライヤー ズセンター	H24.9.6 ～9.7	・結晶面を制御した色素増感太陽電池用 TiO <sub>2</sub> ナノ粒子および電極表面制御技術 (工学部 馮先生) ・成形加工中空球(塑性加工にて作製した鈴形および串団子状 MHS)の固化成形体 (工学部 吉村先生)
イノベーション ジャパン2012	東京国際 フォーラム	H24.9.27 ～28	・かがわ医療福祉総合特区における医薬連携事業(遠隔服薬指導) (瀬戸内圏研究センター 原先生) ・形状記憶合金を利用した触覚呈示と指先感覚検査装置 (工学部 澤田先生) ・新規食品素材ナノ結晶粒子, ファイバーのビルドアップ型作製 (農学部 吉田先生)
香川発 大学・高専連 携シーズ発表会 2012	香川大学 工学部	H24.10.10	各教員が研究シーズの発表を行いました。 ・セラミックス, セラミックス-金属接合部材の強度評価の研究 (工学部 平田先生) ・逆磁歪効果を利用した高接触面圧測定センサ開発の試み (工学部 大上先生) ・成形金属中空球による高衝撃吸収性超軽量ポラス金属の開発 (工学部 吉村先生)
Nano tech 2013 第12回国際ナノテクノ ロジー総合展・技術会 議	東京ビッグサイ ト	H25.1.30 ～2.1	かがわ健康関連製品開発地域より、県内企業も含め地域イノベーション戦略支援事業の関係機関(香川大学からは医学部、工学部)にて出展 Nanotech 大賞受賞 ※

注) 出展主体：株式会社テクノネットワーク四国 (四国 TLO)

※) 日刊工業新聞社賞：【受賞者】かがわ健康関連製品開発地域

#### (4) 出前相談会の開催

開催場所	開催回数	相談件数
三豊市	11	25 (特許4、実用4、意匠2、商標2、その他13)
丸亀商工会議所	8	18 (特許6、実用7、意匠2、商標3)
高松商工会議所	5	8 (特許1、実用7)
東かがわ市	3	4 (特許2、意匠1、商標1)
合計	27	55 (特許13、実用18、意匠5、商標6、その他13)

#### (5) その他

3月16、17日に香川大学工学部キャンパスにて開催した「かがわ源内フェスティバル」の様子です。JST 科学技術コミュニケーション推進事業「ネットワーク形成地域型」の一環として開催し、当センターは業務担当として参加しました。



### 3. 技術交流グループの研究活動の支援

#### (1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況

この制度は、社会連携・知的財産センターが実施する萌芽的研究助成制度への支援であり、企業と本学教員との共同研究を促進するために必要な予備的研究に対して助成し、共同研究の発展・活性化に寄与することを目的とするものです。技術や資金が不足し研究に着手するのを戸惑っている案件があれば、この制度の活用を検討してください。この制度により、大学教員との共同研究の可能性を事前に調べた上で本格的共同研究をすすめることができます。

具体的には、下記のような内容です。

- ・経 費：1件あたり最高30万円
- ・募集対象：①企業と本学教員との交流活動から生じたものであって、本学コーディネーターが関与した案件であること
- ②また、次のア～ウのいずれかを満たす応募課題であること。  
但し、すでに公的助成を受け、他機関と共同研究を実施又は内定している応募課題は除く。

(審査基準)

- ア 将来通常的共同研究へ発展する可能性のある応募課題
- イ 新たに民間企業等と連携が図られる萌芽的な応募課題
- ウ 企業において初めて共同研究として取り組む応募課題  
(萌芽的とは、独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究)

なお、平成24年度は、経済学部1件、工学部2件、農学部1件の合計4件を採択して、それぞれの教員と企業とで萌芽的共同研究が推進されました。

#### (2) 技術交流グループ活動状況

##### 技術交流グループ研究会 活動状況

開催日	グループ名	研究会概要	出席者
4月5日	バイオマテリアル工学研究会グループ	工学部掛川教授とプロエスティシャン谷村美佳様にご講演いただいた。アンチエイジングの基本的な知識と新規化粧品成分ILGの機能について学ぶことを目的に「世界初のアンチエイジング及びアトピー対策化粧品成分ILGの生理機能」と題して開催された。	13名
5月8日	触覚インターフェース研究交流グループ	第1回目研究会を開催した。メンバーのみで開催。株式会社エスシーエー内田社長が機械を持ち込み、触覚呈示技術について話し合った。	9名

6月30日 7月7日	IC回路設計研究会グループ	講習内容:CMOS ICにおける4bit CPUのレイアウト設計(2日間) (1)CMOS ICの基本的動作説明 (2)物理構造の説明 (3)設計ツールを使ったコンタクトセル, トランジスタセルの設計 (4)インバーターの設計と半加算器・全加算器設計への応用 (5)4bit CPUの基本設計 (6)東大VDECの自動配線ツールを用いた4bit CPUのチップレベル設計	各日 24名
7月26日	PM技術交流グループ	「政府のすすめる地域活性化総合特区『かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)を生かした安心の街づくり計画』」と題して香川大学瀬戸内圏研究センター特任教授 原 量宏氏にご講演いただいた。	27名
8月28日	触覚インターフェース研究交流グループ	第2回目研究会を開催。メンバーのみで開催。	11名
10月23日	PM技術交流グループ	情報通信技術の変遷と、これにともなうIT業界、地方IT企業の変化、今後の生き残り策について考察した。地方IT企業(スタンシステム)の各種取り組みを例に、PM力の必要性、重要性を説明した。続いて、質疑応答・ディスカッションでは8人の方から質問があった。講師の眞鍋先生には、的確なご回答を頂いた。	27名
10月27日	バイオマテリアル工学研究会グループ	工学部掛川教授にご講演いただいた。アンチエイジングの基本的な知識と新規化粧品成分ILGの機能について学ぶことを目的に「世界初のアンチエイジング及びアトピー対策化粧品成分ILGの生理機能」と題して開催された。	12名
11月3日	IC回路設計研究会グループ	A. LSIデザインの山田明宏様とエヌ・ベックの西山克巳氏に「ICの設計と活用」と題してご講演いただいた。高価なICを設計使用するのではなく、安価(枯れたプロセス)なICで特徴ある製品(IC設計・開発は手段であって、目的ではない)を生み出すきっかけをお話しいたいただいた。また、測定指導では昨年秋に電子情報通信学会四国支部の講習会で設計した4bitCPUのICを実際に測定した。	10名
11月7日	コンクリート構造物の耐久性評価グループ	RC建築物の収縮ひび割れ制御システムとその実施事例について閑田 徹志 氏 鹿島建設(株)技術研究所建築生産グループ上席研究員にご講演いただいた。制御設計システムとその要素技術について概説するとともに、実構造物のデッキスラブに適用した例を紹介し、その精度と妥当性について解説していただいた。	35名
11月17日	バイオマテリアル工学研究会グループ	工学部掛川教授にご講演いただいた。アンチエイジングの基本的な知識と新規化粧品成分ILGの機能について学ぶことを目的に「世界初のアンチエイジング及びアトピー対策化粧品成分ILGの生理機能」と題して開催された。	3名

11月21日	低温乾燥農産食品研究会	サンポートホール高松にて。野菜本来の栄養価が旬に関わっていること、戦後の日本人の食事と現代の私たちの食事、便の量が半分になっている、大腸ガンが年々増えているのは食生活のせい、などとても興味深い話をしていただいた。野菜の栄養価について数値化する方法や技術など、参加者からも盛んに質問が出された。特徴ある食品素材として商品化に必要な技術の開発について。商品としてのアピールポイント等をどのように検証するかについて。開発体制の枠組み等についての提案等。	25名
11月27日	PM技術交流グループ	スズキ株式会社常勤監査役のご経験から、下記についてご講演いただいた。 ①ナレッジマネジメントについて ②スズキのインド進出プロジェクトについて ③企業の生き残りの知恵について 続いて、質疑応答・ディスカッションがあった。 講師の久米先生には、的確なご回答を頂いた。	24名
12月15日	低温乾燥農産食品研究会	香川大学農学部にて低温乾燥食品開発方向についての議論 特徴ある食品素材として商品化に必要な技術の開発について。 商品としてのアピールポイント等をどのように検証するかについて。開発体制の枠組み等についての提案等。シェフによる低温乾燥食品と普通の食品との料理の比較も行われた。試食した参加者からは、低温乾燥した食品の方が甘い、深みがあるなどの声が聞かれた。	28名
12月22日	バイオマテリアル工学研究会グループ	工学部掛川教授にご講演いただいた。アンチエイジングの基本的な知識と新規化粧品成分 ILG の機能について学ぶことを目的に「世界初のアンチエイジング及びアトピー対策化粧品成分 ILG の生理機能」と題して開催された。	13名
2月3日	バイオマテリアル工学研究会グループ	工学部掛川教授にご講演いただいた。アンチエイジングの基本的な知識と新規化粧品成分 ILG の機能について学ぶことを目的に「世界初のアンチエイジング及びアトピー対策化粧品成分 ILG の生理機能」と題して開催された。	11名
2月12日	PM技術交流グループ	年次研究大会は、新支部長の板倉の挨拶に続き、前田様による招待講演、四国支部会員による4件の発表がありました。講演・発表後の質疑応答では活発な意見交換が行われ、充実したものとなりました。今回は、関西支部からもご参加いただき、交流を深めることができました。	43名
3月1日	光学計測技術交流グループ	北海道大学大学院生命科学院/先端生命科学研究院 西村吾朗氏に、時間分解法による生体組織計測へ向けてと題してご講演いただいた。	19名
3月10日	バイオマテリアル工学技術交流グループ	工学部掛川教授にご講演いただいた。アンチエイジングの基本的な知識と新規化粧品成分 ILG の機能について学ぶことを目的に「世界初のアンチエイジング及びアトピー対策化粧品成分 ILG の生理機能」と題して開催された。	10名
平成24年度総出席者数			357名

### 技術交流グループによる共催活動

7月26日	PM学会四国支部研究会
10月23日	PM学会四国支部研究会
11月27日	PM学会四国支部研究会
2月12日	PM学会四国支部年次研究大会

### 技術交流グループによる後援活動

7月27日	JAXA 講演会
8月7日	平成24年度第1回社会連携・知的財産センターセミナー「日立ハイテクノロジーズの知的財産戦略」
10月10日	平成24年度香川大学発大学・高専連携シーズ発表会
10月24日	平成24年度第2回社会連携・知的財産センターセミナー「大学研究者が知っておくべき知的財産入門編（アグリ分野における知財活用）」
12月14日	宇宙分野産業化研究会第2回講演会



低温乾燥農産食品研究会の様子



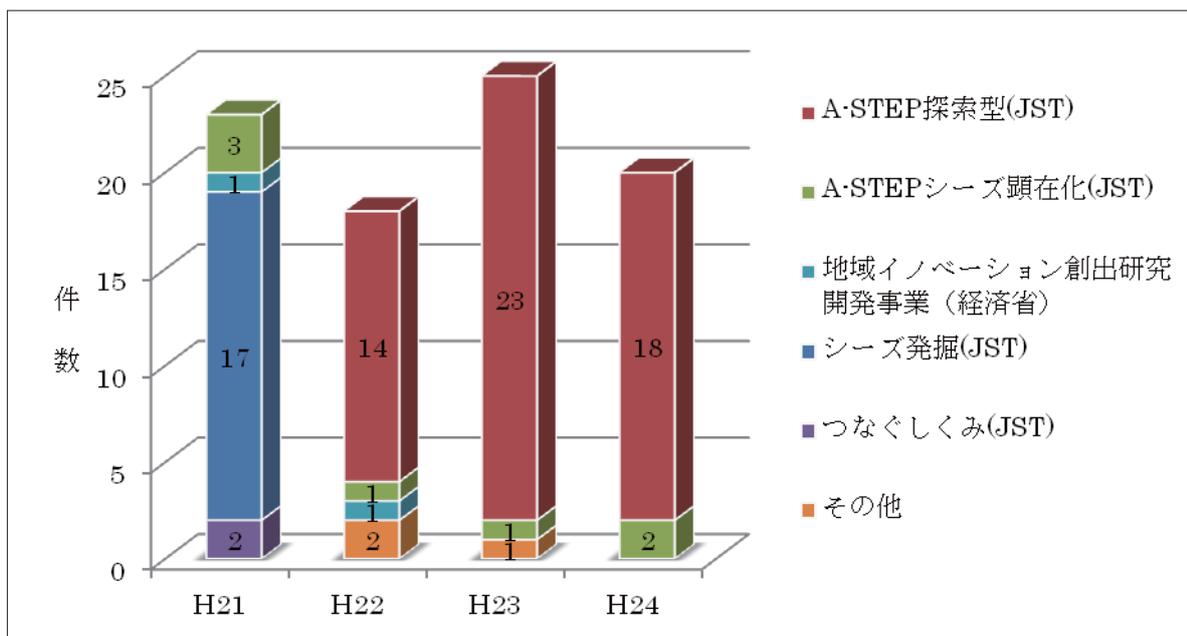
バイオマテリアル工学研究会グループの様子

## 4. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進

### (1) 各種公募事業等に係る申請書の作成支援

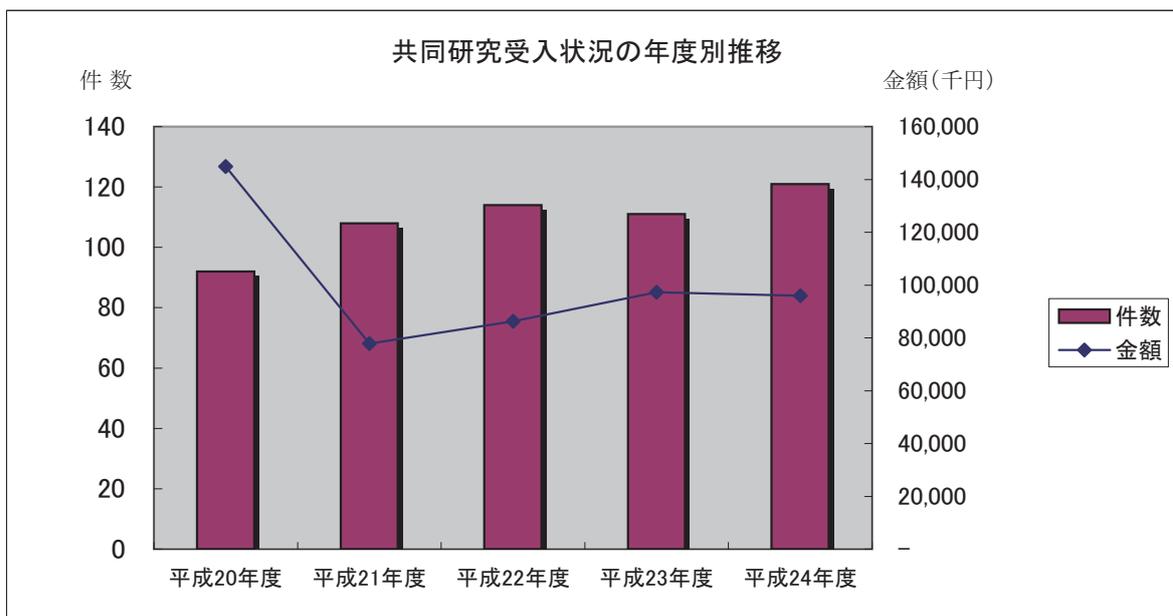
事業名	配分機関	件数
研究成果展開事業(先端計測分析技術・機器開発プログラム)	科学技術振興機構	1件
戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)	科学技術振興機構	2件
産学共同研究支援事業	四国産業・技術振興センター	1件
かがわ中小企業応援ファンド事業	かがわ産業支援財団	2件
戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)	四国経済産業局	1件
大学発新産業創出拠点プロジェクト	文部科学省	1件
地域産学連携支援委託事業	農林水産省	1件
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	農林水産省	1件
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	1件
科学研究費助成事業(科研費)	日本学術振興会	23件
地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業	文部科学省	1件
宇宙利用促進調整委託費	文部科学省	1件
知財活用促進ハイウェイ「大学特許価値向上支援」	科学技術振興機構	4件

### (2) 競争的資金(産学官連携関連)の採択状況



## 5. 共同研究・受託研究等の受入状況

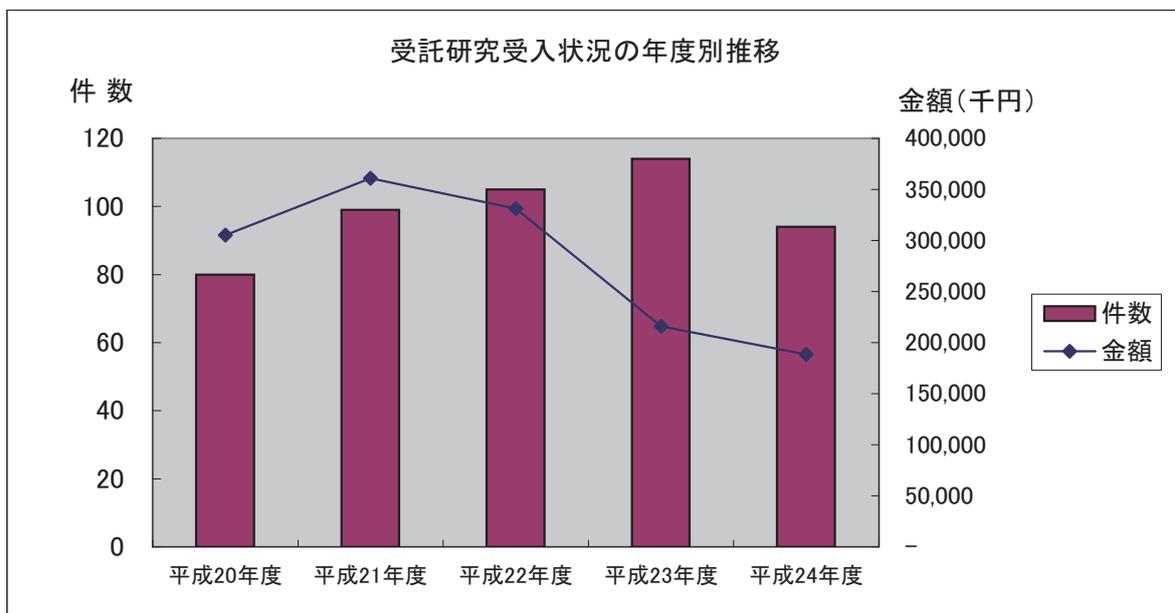
### (1) 共同研究の受入状況



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受入数	92	108	114	111	121
金額(単位:千円)	144,882	77,846	86,234	97,315	95,999

※平成24年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(37件)

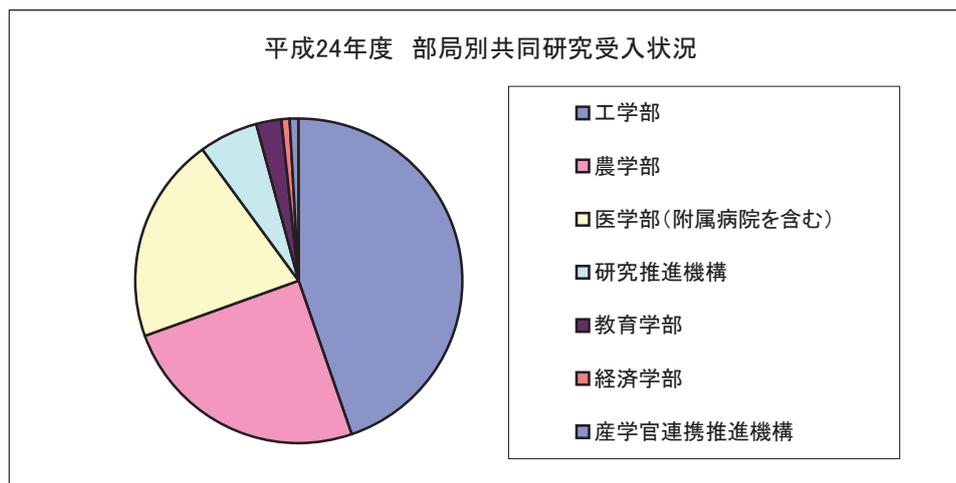
### (2) 受託研究の受入状況



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受入数	80	99	105	114	94
金額(単位:千円)	305,426	360,910	331,193	215,884	188,520

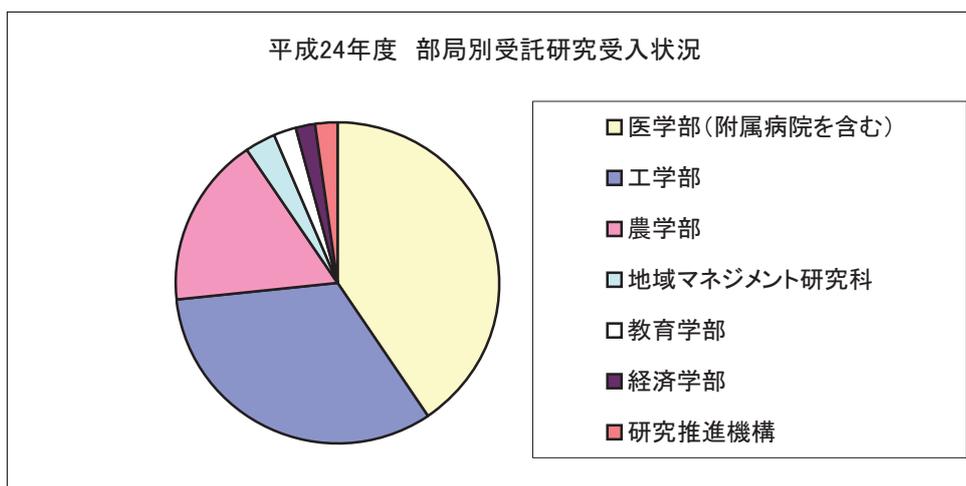
※平成24年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(24件)

### (3) 部局別共同研究の受入状況



学部等	件数
工学部	54
農学部	30
医学部(附属病院を含む)	25
研究推進機構	7
教育学部	3
経済学部	1
産学官連携推進機構	1
計	121

### (4) 部局別受託研究の受入状況

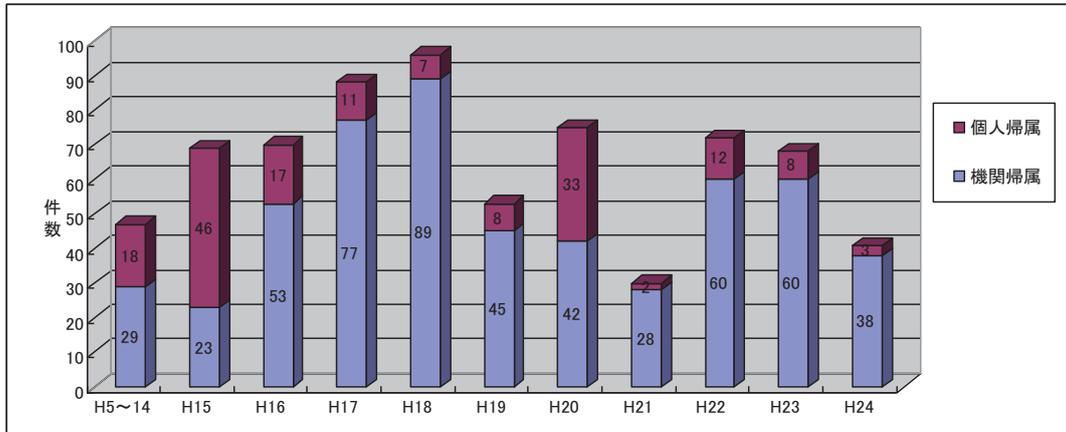


学部等	件数
医学部(附属病院を含む)	38
工学部	31
農学部	16
地域マネジメント研究科	3
教育学部	2
経済学部	2
研究推進機構	2
計	94

## 6. 発明、特許出願状況等

### (1) 発明件数、特許等出願件数

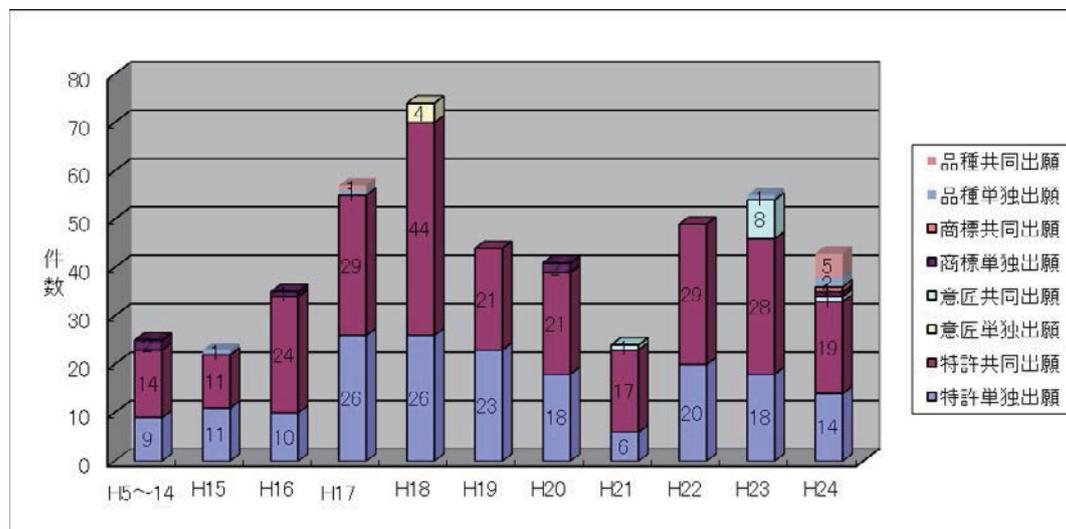
#### a. 発明届出件数の年度別推移



	H5~14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
機関所属	10	23	53	77	89	45	42	28	60	60	38	544
個人所属	1	46	17	11	7	8	33	2	12	8	3	165
合計	11	69	70	88	96	53	75	30	72	68	41	709

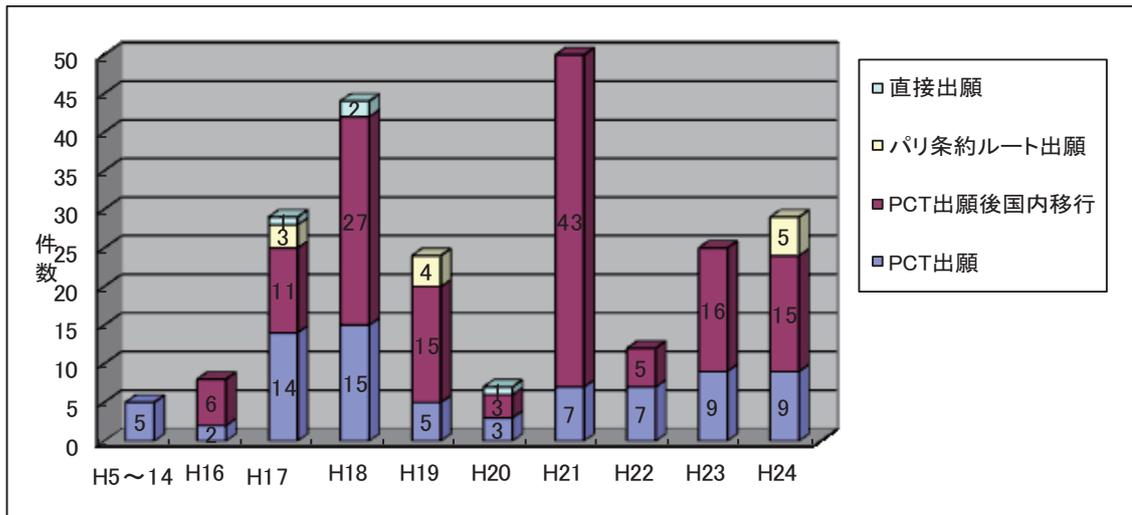
\*機関所属（大学が権利を承継）、個人所属（大学が権利を非承継）

#### b. 国内特許等出願件数の年度別推移



区分	H5~14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
特許単独出願	9	11	10	26	26	23	18	6	20	18	14	181
特許共同出願	14	11	24	29	44	21	21	17	29	28	19	257
意匠単独出願					4							4
意匠共同出願								1		8	1	10
商標単独出願	2		1				2				1	6
商標共同出願											1	1
品種単独出願		1		1						1	2	5
品種共同出願				1							5	6
合計	25	23	35	57	74	44	41	24	49	55	43	470

c. 外国特許等出願件数の年度別推移

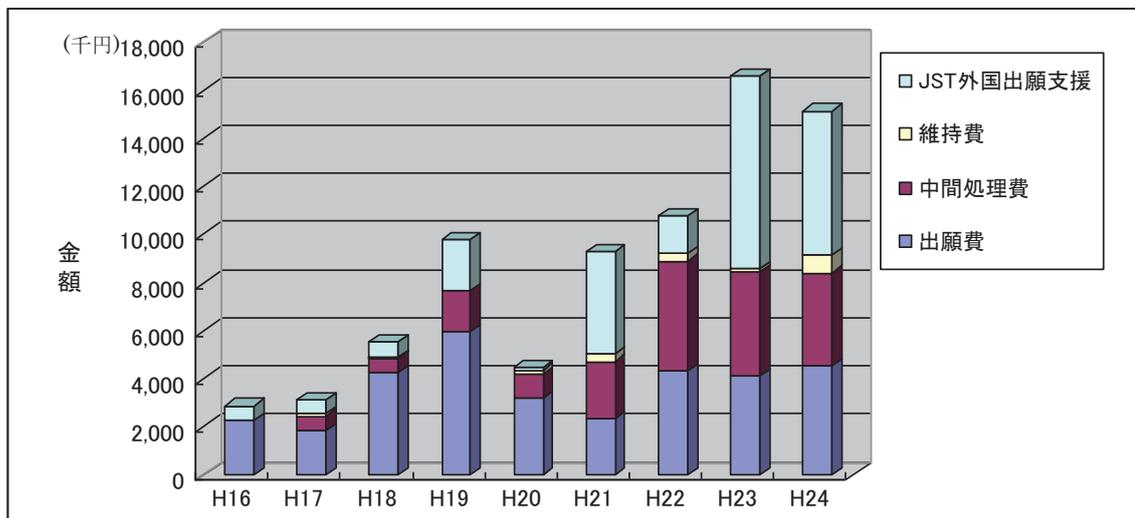


区分	H5~14	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
PCT 出願	5	2	14	15	5	3	7	7	9	9	76
PCT 出願後国内移行		6	11	27	15	3	43	5	16	15	141
パリ条約ルート出願			3		4					5	12
直接出願			1	2		1					4
合計	5	8	29	44	24	7	50	12	25	29	233

\* PCT出願後国内移行は、日本国内移行も含む。

\* 直接出願は、米国仮出願も含む。

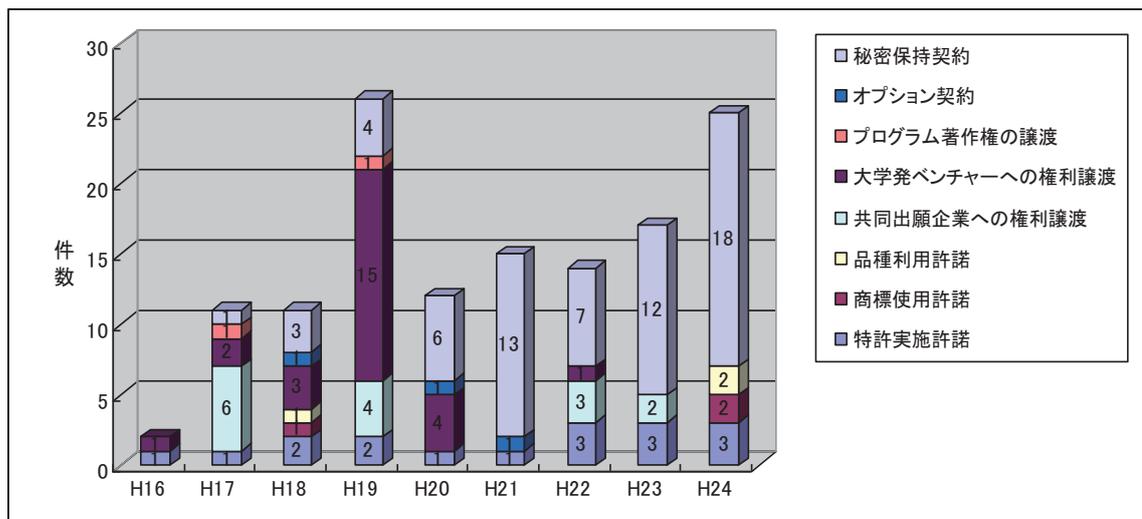
(2) 特許出願等の経費



区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計 (千円)
出願費	2,278	1,837	4,271	5,959	3,182	2,329	4,345	4,100	4,682	32,983
中間処理費	0	617	577	1,675	1,007	2,395	4,560	4,352	3,847	19,030
維持費	0	89	34	0	166	312	295	119	741	1,756
JST 外国出願支援	596	579	630	2,143	99	4,246	1,565	7,993	5,870	23,721
合計	2,874	3,122	5,512	9,777	4,454	9,282	10,765	16,564	15,140	77,490

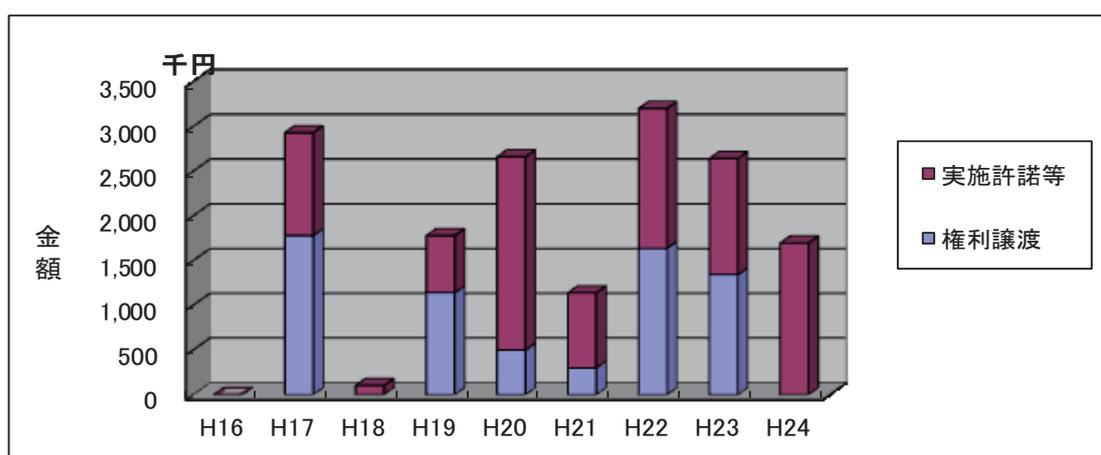
### (3)ライセンス契約、収入

#### a. 実施許諾契約等の年度別推移



区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計(件)
特許実施許諾	1	1	2	2	1	1	3	3	3	17
商標使用許諾			1						2	3
品種利用許諾			1						2	3
共同出願企業への権利譲渡		6		4			3	2		15
大学発ベンチャーへの権利譲渡	1	2	3	15	4		1			26
プログラム著作権の譲渡		1		1						2
オプション契約			1		1	1				3
秘密保持契約		1	3	4	6	13	7	12	18	64
合計	2	11	11	26	12	15	14	17	25	133

#### b. 知的財産収入の年度別推移



区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計(千円)
権利譲渡	0	1,780	0	1,140	500	300	1,638	1,342	0	6,700
実施許諾等	0	1,151	103	640	2,161	840	1,565	1,301	1,828	9,589
合計	0	2,931	103	1,780	2,661	1,140	3,203	2,643	1,828	16,289

#### (4) 大学単独所有の公開特許

No.	整理番号	公開番号	公開日	発明の名称
1	654	特開 2012-229204	H24.11.22	抗アレルギー剤
2	525-b	特開 2012-220898	H24.11.12	耐摩耗性超撥水撥油防汚性透光性フィルムとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器および表示装置
3	519-b	特開 2012-219249	H24.11.12	超撥水撥油防汚性透光性フィルムとその製造方法ならびにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器、および表示装置
4	525-a	特開 2012-219004	H24.11.12	耐摩耗性超撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器および表示装置
5	519-a	特開 2012-219003	H24.11.12	耐摩耗性超撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法ならびにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器および表示装置
6	550	特開 2012-181060	H24.9.20	分光特性測定装置及びその校正方法
7	547	特開 2012-164898	H24.8.30	半導体微粒子膜、ダイオード、光電変換素子およびそれらの製造方法
8	545	特開 2012-164897	H24.8.30	半導体微粒子膜、ダイオード、光電変換素子およびそれらの製造方法
9	543	特開 2012-131845	H24.7.12	再生皮革および再生皮革の製造方法
10	540	特開 2012-130826	H24.7.12	ナノ粒子の製造方法、ナノ粒子およびナノ粒子製造装置
11	539	特開 2012-130825	H24.7.12	ナノ粒子の製造方法、ナノ粒子およびナノ粒子製造装置
12	593	特開 2012-091168	H24.5.17	油水分離材およびその製造方法
13	553	特開 2012-084737	H24.4.26	シリコンの結晶異方性ドライエッチング方法、および装置
14	527	特開 2012-061211	H24.3.29	領域確保用器具および領域確保用器具を備えた内視鏡
15	534	特開 2012-058068	H24.3.22	分光計測装置及び分光計測方法
16	510	特開 2012-041395	H24.3.1	糖鎖の製造方法
17	518	特開 2012-031323	H24.2.16	高撥水撥油樹脂部材の製造方法、高撥水撥油樹脂部材及びそれらを用いた高撥水撥油部材
18	494	特開 2011-140466	H23.7.21	アルドースまたはその誘導体のシッフ塩基の製造方法、およびアルドースまたはその誘導体の製造方法
19	490	特開 2011-083251	H23.4.28	キノプロテイングルコース脱水素酵素およびその製造方法
20	472	特開 2010-280147	H22.12.16	撥水撥油防汚性透明部材及びその製造方法並びにそれらを用いた物品
21	436	特開 2010-248000	H22.11.4	撥水撥油性透明部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
22	435	特開 2010-247333	H22.11.4	撥水撥油性部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
23	447	特開 2010-235494	H22.10.21	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品

No.	整理 番号	公開番号	公開日	発明の名称
24	448	特開 2010-222199	H22.10.7	撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置及び光学機器
25	475	特開 2010-210991	H22.9.24	テラヘルツ光検出素子および光学設備
26	468	特開 2010-177146	H22.8.12	色素増感型太陽電池およびそれに用いる二酸化チタンナノ粒子の製法
27	432	特開 2010-174079	H22.8.12	撥水撥油防汚性部材とその製造方法及びそれを用いた物品
28	576	特開 2010-136734	H22.6.24	内視鏡用胃幽門閉塞装置及び該内視鏡用胃幽門閉塞装置を用いて行う胃幽門閉塞方法
29	549	特開 2010-136733	H22.6.24	内視鏡用縫合装置及び内視鏡用縫合装置を用いて行う胃壁切開部縫合方法
30	422	特開 2010-100584	H22.5.6	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
31	395	特開 2009-219383	H21.10.1	コラーゲン分解酵素を産生する低温細菌、コラーゲン分解酵素、その製造方法、およびその酵素を用いた軟化食肉の製造方法
32	321	特開 2009-088388	H21.4.23	太陽エネルギー利用装置及びその製造方法
33	399	特開 2009-080448	H21.4.16	テラヘルツ光源
34	368	特開 2009-001754	H21.1.8	接着構造、封止構造及びそれを用いた電子部品、接着方法並びに封止方法
35	305	特開 2008-303278	H20.12.18	蛍光体微粒子膜及びその製造方法並びに蛍光体微粒子膜を用いた表示装置、感光体、及びセンサー
36	304	特開 2008-303277	H20.12.18	蛍光体ペーストとその製造方法及びそれを用いた蛍光体膜とその製造方法
37	306	特開 2008-302564	H20.12.18	蛍光体微粒子膜及びその製造方法、並びに蛍光体微粒子膜を用いた表示装置
38	319	特開 2008-297411	H20.12.11	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及び光学部品
39	310	特開 2008-297410	H20.12.11	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及び光学部品
40	303	特開 2008-277663	H20.11.13	磁石およびその製造方法
41	317	特開 2008-275898	H20.11.13	反射防止膜およびその製造方法。
42	318	特開 2008-273784	H20.11.13	撥水性ガラス板、それを用いた乗り物および建築物の窓ガラス、ならびに撥水性ガラス板の製造方法
43	338	特開 2008-247700	H20.10.16	撥水撥油防汚性反射防止膜およびその製造方法ならびにレンズ、ガラス板、ガラス、光学装置、太陽エネルギー利用装置およびディスプレイ
44	339	特開 2008-247699	H20.10.16	撥水撥油防汚性反射防止膜とその製造方法およびそれを形成したレンズやガラス板、ガラス、およびそれらを用いた光学装置および太陽エネルギー利用装置、ディスプレイ
45	351	特開 2008-230986	H20.10.2	新規な希少糖脂肪酸ジエステルおよびその製造方法
46	324	特開 2008-156157	H20.7.10	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを用いた乗り物および建築物
47	286	特開 2008-074752	H20.4.3	希少糖を植物のシュートの成長促進または調整へ利用する方法

No.	整理番号	公開番号	公開日	発明の名称
48	271	特開 2008-013651	H20.1.24	光反射塗料とそれを用いた光反射塗膜
49	263	特開 2007-333291	H20.1.17	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
50	JP504	再表 2010/061931	H24.4.26	シクロプチルプリン誘導体、血管新生促進剤、管腔形成促進剤、神経細胞成長促進剤および医薬品

注) みなし取り下げ、拒絶査定が確定したもの等を除く ※H25年3月31日現在において公開中のもの

## (5) 大学所有の登録特許

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称
1	344	特許第 5228169 号	H25.3.29	植物の塊茎形成を制御するための塊茎形成制御ベクター、塊茎形成が制御された植物の製造方法および植物
2	451	特許第 5218974 号	H25.3.15	光偏向ミラー、光偏向ミラーの製法および光偏向器
3	367	特許第 5222505 号	H25.3.15	微小物体の光学的計測装置
4	297	特許第 5200244 号	H25.2.22	微粒子膜およびその製造方法
5	350	特許第 5204414 号	H25.2.22	極微小水滴を含有する油剤を用いた切削・研削加工方法
6	128	特許第 5196622 号	H25.2.15	触針式表面測定装置
7	400	特許第 5190940 号	H25.2.8	抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
8	362-a	特許第 5193541 号	H25.2.8	角速度検出装置
9	179	特許第 5175442 号	H25.1.11	ヤーコン由来の抗ガン剤
10	211	特許第 5167528 号	H25.1.11	化学吸着溶液
11	322	特許第 5158535 号	H24.12.21	ラクトシルセラミドを有効成分とする医薬
12	JP222	特許第 5158779 号	H24.12.21	D-アロースによる高血圧、心肥大発症抑制効果の利用
13	294-2	特許第 5137270 号	H24.11.22	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法
14	360	特許第 5120873 号	H24.11.2	分光計測装置及び分光計測方法
15	292	特許第 5116072 号	H24.10.26	D-アロースの血糖上昇抑制効果の利用
16	293	特許第 5116071 号	H24.10.26	D-アロースおよびD-ブシコースの抗神経因性疼痛効果の利用
17	340	特許第 5105348 号	H24.10.12	Ca <sup>2+</sup> /カルモジュリン依存性プロテインキナーゼホスファターゼの特異的阻害剤
18	JP328	特許第 5103597 号	H24.10.12	耐熱性L-リボースイソメラーゼとその製造方法並びに用途
19	JP 401-2	特許第 5099378 号	H24.10.5	養殖魚類腸管絨毛増殖促進体重増加剤と養殖魚類体重増加飼料
20	215	特許第 5087764 号	H24.9.21	シリコン微粒子とその製造方法およびそれらを用いた太陽電池とその製造方法

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称
21	189	特許第 5087763 号	H24.9.21	金属被膜を有するプラスチック成形体とその製造方法およびそれらを用いた物品
22	311	特許第 5082057 号	H24.9.14	導電性ペーストとその製造方法、配線とその製造方法、並びにそれらを用いた電子部品及び電子機器
23	369	特許第 5077747 号	H24.9.7	磁性流体とその製造方法並びに磁性流体を用いた磁性流体軸受装置及び磁気シール装置
24	361	特許第 5078004 号	H24.9.7	分光計測装置及び分光計測方法
25	209	特許第 5071955 号	H24.8.31	電極とその製造方法およびそれを用いたリード配線とその接続方法およびそれらを用いた電子部品と電子機器
26	196	特許第 5050190 号	H24.8.3	微粒子とその製造方法
27	299	特許第 5028619 号	H24.7.6	パターン状の微粒子膜およびパターン状の微粒子膜の製造方法
28	224	特許第 5030045 号	H24.7.6	希少糖を含有する二糖の製造方法
29	JP341	特許第 5013492 号	H24.6.15	精製アントシアニンの製造方法
30	313	特許第 5002799 号	H24.6.1	電極及びその製造方法、リード配線及びその接続方法、並びにそれらを用いた電子部品及び電子機器
31	314	特許第 4993700 号	H24.5.18	保護膜およびその製造方法
32	312	特許第 4982640 号	H24.5.11	配線及びその製造方法並びに配線を用いた電子部品及び電子機器
33	163	特許第 4956816 号	H24.3.30	抗チロシンキナーゼ抗体およびその利用
34	353	特許第 4949106 号	H24.3.16	人物追跡装置、人物追跡方法およびそのプログラム
35	JP363	特許第 4942001 号	H24.3.9	D-ブシコース含有甘味料およびそれを使用して得られた飲食品など
36	392	特許第 4936559 号	H24.3.2	ヒ素除去剤
37	359	特許第 4934817 号	H24.3.2	マイクロフロー型バイオセンサおよび希少糖の検出または定量への使用
38	469	特許第 4932865 号	H24.2.24	インソクイリチゲニンの持続可能な可溶化および均一分散化
39	323	特許第 4929459 号	H24.2.24	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを用いた乗り物および建築物
40	183	特許第 4931036 号	H24.2.24	希少糖による植物生長調節剤
41	JP183	特許第 4931036 号	H24.2.24	植物へのD-ブシコースからなる希少糖の使用
42	569	特許第 4915994 号	H24.2.3	導電性セラミックス及びその製造方法並びに半導体製造装置用部材
43	JP342	特許第 4915877 号	H24.2.3	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法
44	184	特許第 4888937 号	H23.12.22	微生物増殖抑制への希少糖の使用
45	391	特許第 4881351 号	H23.12.9	半導体装置およびその製造方法
46	294	特許第 4873472 号	H23.12.2	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法
47	JP174	特許第 4873493 号	H23.12.2	D-ブシコースとD-アロースの糖質複合体結晶およびその製造方法
48	216	特許第 4868496 号	H23.11.25	太陽電池とその製造方法
49	358	特許第 4858914 号	H23.11.11	射出装置

No.	整理 番号	特許番号	登録日	発明の名称
50	206	特許第 4848502 号	H23.10.28	導電性ペーストとその製造方法およびそれらを用いた配線とその製造方法とそれらを用いた電子部品と電子機器
51	289	特許第 4844969 号	H23.10.21	不斉還元触媒、その溶液、その調製方法並びにそれらを用いた光学活性アルコール類の製造方法
52	259	特許第 4840812 号	H23.10.14	透水試験機および透水試験方法
53	287	特許第 4822272 号	H23.9.16	食品または医薬品の芳香を改善する方法
54	201	特許第 4820988 号	H23.9.16	磁性微粒子とその製造方法およびそれらを用いた磁石とその製造方法
55	114	特許第 4817136 号	H23.9.9	赤外線乾燥機用水性塗型剤の製造方法
56	245	特許第 4817363 号	H23.9.9	危険度評価システム
57	232	特許第 4806771 号	H23.8.26	ナノピンセット、把持方法および把持力検出装置
58	197	特許第 4792575 号	H23.8.5	撥水性ガラス板とその製造方法及びそれらを用いた乗り物またはガラス窓
59	135	特許第 4787543 号	H23.7.22	光学シートの検査方法
60	507	特許第 4779084 号	H23.7.15	マイクロニードルおよびその製造方法と金型
61	362-b	特許第 4758405 号	H23.6.10	センサ素子および物理センサ装置
62	238	特許第 4753302 号	H23.6.3	超音波ボウフラ駆除装置
63	387	特許第 4742375 号	H23.5.20	衝撃吸収用の鈴形中空金属球および衝撃吸収用構造材
64	296	特許第 4743076 号	H23.5.20	伸び及び伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造方法
65	295	特許第 4725973 号	H23.4.22	伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造方法
66	3	特許第 4724824 号	H23.4.22	希少糖のTリンパ球の増殖抑制への使用
67	4	特許第 4724823 号	H23.4.22	希少糖の神経細胞における保護作用を利用する予防薬、治療薬
68	JP347	特許第 4714889 号	H23.4.8	シリコン角柱およびその製造法
69	103-2	特許第 4712857 号	H23.4.1	傾斜構造体の製造方法、レンズ金型の製造方法およびレンズの製造方法
70	226	特許第 4696244 号	H23.3.11	圧力検出装置
71	264	特許第 4670057 号	H23.1.28	撥水撥油防汚性ガラス板の製造方法
72	265	特許第 4654443 号	H23.1.7	太陽エネルギー利用装置の製造方法
73	JP157	特許第 4631062 号	H22.11.26	ナノピンセットおよびこれを備える走査型プローブ顕微鏡
74	113	特許第 4627841 号	H22.11.19	プシコースの分離方法
75	256	特許第 4613264 号	H22.10.29	表面特性解析装置
76	JP42	特許第 4609845 号	H22.10.22	D-プシコースの生理活性作用の利用への使用
77	384	特許第 4555925 号	H22.7.30	立体形状測定装置
78	29	特許第 4538602 号	H22.7.2	血圧・血液粘度測定方法および血圧・血液粘度測定装置
79	5	特許第 4535238 号	H22.6.25	プシコースのレチノイン酸エステル及びその製造方法
80	212	特許第 4521569 号	H22.6.4	磁気記録媒体とその製造方法およびそれらを用いた磁気記録読み取り装置。
81	499	特許第 4505610 号	H22.5.14	ナノスケール物質およびその製造方法
82	123	特許第 4505635 号	H22.5.14	ガーゼ保持具
83	146	特許第 4497305 号	H22.4.23	運転者状態判定装置
84	688	特許第 4474535 号	H22.3.19	立体形状測定及び分析装置

No.	整理 番号	特許番号	登録日	発明の名称
85	JP401	特許第 4466969 号	H22.3.5	鶏用飼料添加増重剤と鶏用増重飼料
86	231	特許第 4461277 号	H22.2.26	走査型プローブ顕微鏡装置および試料表面形状観察方法
87	50	特許第 4452876 号	H22.2.12	LKP2部分 cDNA を用いた遺伝子導入による植物体の種子収量、乾燥重量の制御
88	170	特許第 4456030 号	H22.2.12	ケーブルハーネス及びその製造方法
89	142	特許第 4423363 号	H21.12.18	D-プシコースを原料とする D-タリトールの新規な製造方法
90	143	特許第 4412725 号	H21.11.27	微生物の還元反応を用いた L-ソルビトールの製造方法
91	352	特許第 4395572 号	H21.10.30	形状記憶合金の機械振動を情報伝達手段とする触覚による情報伝達装置
92	161	特許第 4378532 号	H21.10.2	櫛歯形プローブの駆動装置、原子間力顕微鏡装置および変位測定方法
93	31	特許第 4373191 号	H21.9.11	携帯型聴診器
94	388	特許第 4359702 号	H21.8.21	中空構造体およびその製造方法
95	144	特許第 4356992 号	H21.8.14	酵母の還元反応を用いた L-タリトールの製造方法
96	192	特許第 4340749 号	H21.7.17	セリントレオニンタンパク質リン酸化酵素を認識するモノクローナル抗体
97	9	特許第 4325450 号	H21.6.19	希少糖の特異的定量法
98	145	特許第 4318179 号	H21.6.5	D-プシコースを含有する新規二糖類化合物及びその製造方法
99	103-1	特許第 4296277 号	H21.4.24	傾斜構造体の製造方法およびこの方法で製造される金型用母型
100	193	特許第 4235708 号	H20.12.26	カルモジュリン依存性リン酸化酵素IIの活性断片
101	194	特許第 4203628 号	H20.10.24	リン酸化されたCaMKIVを特異的に認識するモノクローナル抗体
102	JP288	特許第 4200223 号	H20.10.17	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法
103	279	特許第 4171809 号	H20.8.22	外用剤塗布器具
104	349	特許第 4152423 号	H20.7.11	点検業務に利用可能な評点式データシートに基づく健全性評価システム
105	104	特許第 4009720 号	H19.9.14	希少糖による植物病害抵抗性増幅剤
106	188	特許第 3975406 号	H19.6.29	防災事業計画支援システム
107	249	特許第 3975407 号	H19.6.29	構造物補修施工計画支援システム
108	106	特許第 3975274 号	H19.6.29	D-アロースの結晶化法による分別法とその大量生産への応用
109	125	特許第 3893470 号	H18.12.22	糖類の蛍光標識化方法、糖類の蛍光標識化装置
110	284	特許第 3870233 号	H18.10.27	回転数検出装置、物体計測システムおよび回転数検出方法
111	15	特許第 3843299 号	H18.8.25	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
112	94	特許第 3829151 号	H18.7.21	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
113	119	特許第 3487963 号	H15.10.31	透明物体の検査方法
114	117	特許第 3414844 号	H15.4.4	欠陥パターン種別判定方法およびその装置
115	118	特許第 3400859 号	H15.2.21	欠陥パターンの検出方法及びその装置

## (6) 大学所有の登録商標

No.	整理番号	登録番号	登録日	対象商標／商品及び役務の区分 並びに指定商品又は指定役務
1	TM6	商標第 5569400 号	H25.3.29	さぬきキウイっこ／第 29, 30, 31 類 冷凍果実, 加工果実, 菓子, 苗木 etc.
2	TM5a	商標第 5207071 号	H21.2.20	あまみずちゃん／第 41 類 芸芸・スポーツ又は知識の教授 etc.
3	TM5b	商標第 5190042 号	H20.12.19	あまみずちゃん(図有)／第 16 類 紙類, 文房具類, 印刷物
4	TM3	商標第 4873342 号	H17.6.17	Sauvageonne Savoureuse (ソヴァージュ・ヌ・サウルース)／第 33 類 日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒
5	TM1	商標第 4743844 号	H16.1.30	イズモリング(図有)／第 1 類 化学品 etc.
6	TM2	商標第 4743845 号	H16.1.30	イズモリング(図有)／第 1 類 化学品 etc.

注) 学章に関するものを除く

## (7) 大学所有の登録品種

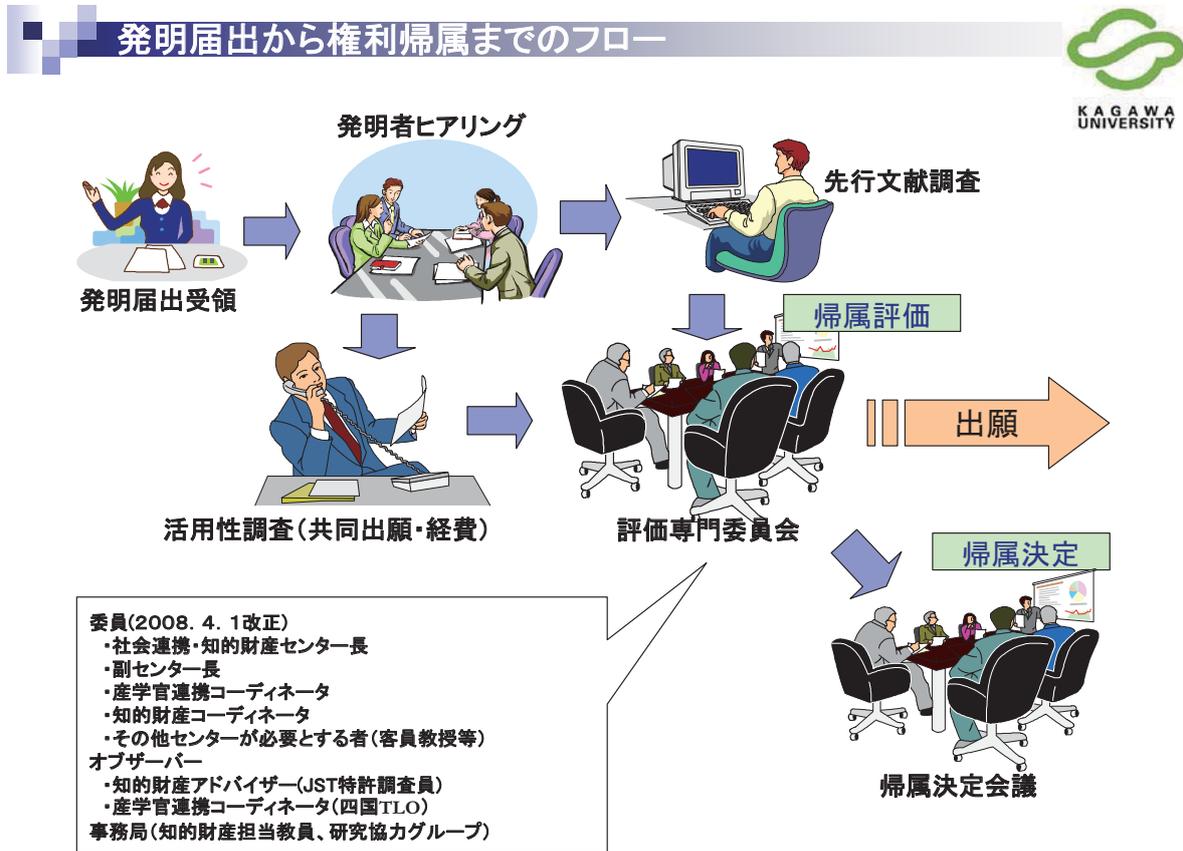
No.	整理番号	登録番号	登録日	登録品種の名称
1	SS1	第 18311 号	H21.7.31	ラパン
2	SS3	第 18119 号	H21.3.19	さぬきよいまい
3	SS2	第 13646 号	H18.2.27	香大農 R-1

## (8) 大学所有の登録意匠

No.	整理番号	登録番号	登録日	登録意匠の名称
1	D6	第 1432575 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
2	D7	第 1432576 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
3	D8	第 1432577 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
4	D9	第 1432578 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
5	D10	第 1432579 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
6	D11	第 1432580 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具
7	D12	第 1437151 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具
8	D13	第 1437047 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具

# 7. 知的財産についてのQ&Aその他

## (1) 発明届出から権利帰属までのフロー



(発明等届出書)

別記様式1 (第4条関係)

平成 年 月 日

香川大学長 殿

所 属  
職 位・氏 名  
連 絡 先  
電 話  
フ ァ ッ ク ス  
電 子 メール

印

発 明 等 届 出 書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無  
所 属・氏 名・連 絡 先 (電 話、フ ァ ッ ク ス、電 子 メール)
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容  
A) 従来技術  
B) 発明等の説明  
C) 発明等による効果・作用  
D) 発明等の段階  
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ  
E) 実用化に際しての課題  
F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無  
発表予定 (学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等)

(権利譲渡書)

別記様式2 (第6条関係)

権 利 譲 渡 書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町1番1号  
譲受人 香川大学長 殿

住 所  
居 所  
譲渡人 \_\_\_\_\_ 印

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受ける権利を貴職に譲渡したことに相違ありません。

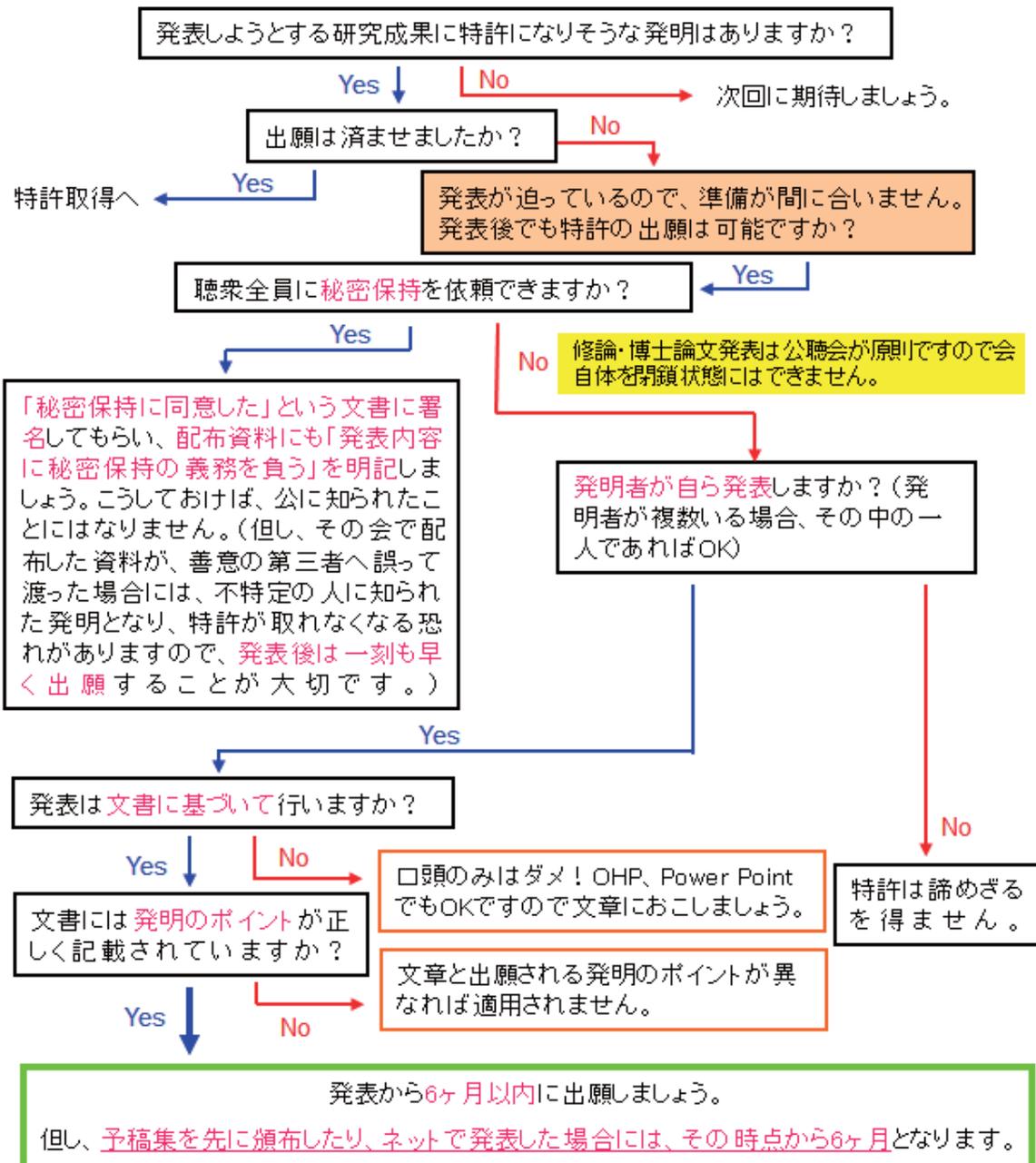
記

- 1 発明等の名称
- 2 特許権等知的財産権の持分  
発明者氏名等 学内発明者の持分割合

(参考)  
その他学外発明者の有無 あり・なし

## (2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと

### 〔研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと〕



【注意点】 この例外規定(特許法第30条)を使っでの出願は、発明者が出願する前に第三者が出願していると特許が取れなくなってしまいます。また、ヨーロッパへの出願ではこの救済措置は適用されませんので、ヨーロッパでは特許は取れなくなります。

《いずれにせよ、完全に保護されるためには、**発表前**の出願に優るものはありません》

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541(医学部からは、66-2541)

E-mail: ccip<at>eng.kagawa-u.ac.jp (なお、本資料は山口大学知的財産本部のご協力を基に作成しています。)

### (3) 知的財産についての Q&A

## 香川大学の知的財産についてのQ&A

(学内のみなさんからの質問と回答) 発明から出願まで

#### Q1 発明とはどんなものをいうのですか？

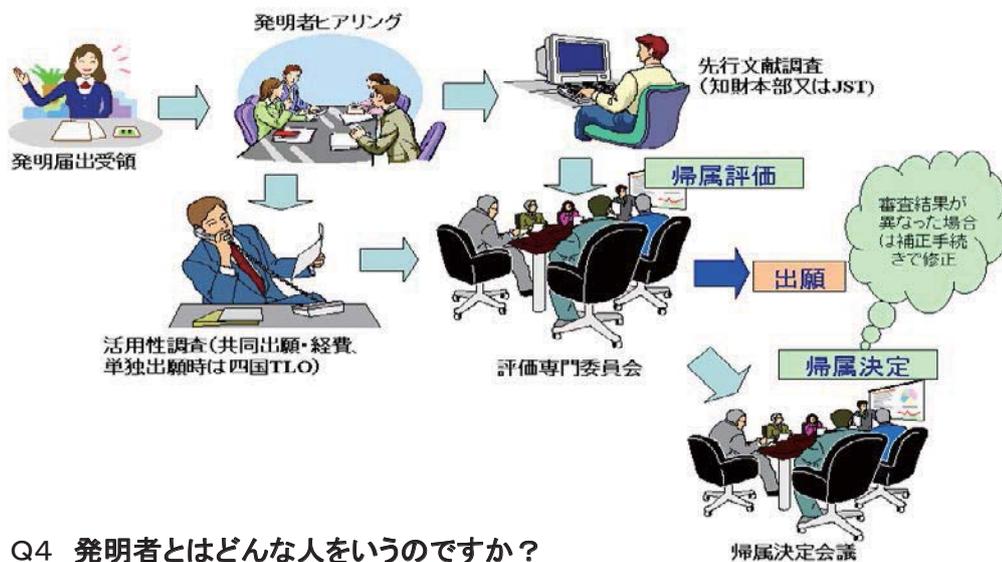
A 発明とは、特許法上では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」となっていますが、簡単にいいますと、世界に知られていない技術上の有用な提案のことです。発明と思われるものがひらめきましたら、社会連携・知的財産センターの知的財産担当までお気軽にご相談下さい。

#### Q2 発明の届出は、どんなものを、どこに、だせばよいのですか？

A 発明届出の様式および記入例は、社会連携・知的財産センターのホームページからダウンロードできます。研究成果の中で、特許が取れそうなもの(企業に売り込めそうなもの等も含め)を提出して下さい。窓口は社会連携・知的財産センターになります。不明な点がありましたら、知的財産の担当までお気軽にお尋ね下さい。

#### Q3 発明届出の提出後どのように扱われるのですか？

A 以下のようなフローで取り扱われます(出願まで)。



#### Q4 発明者とはどんな人をいうのですか？

A 以下のような判定基準で取り扱われます。

発明者になる人	発明者にならない人
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 具体性のある着想を提供した者は、発明者となります。</li> <li>② 課題解決のために、具体的な解決手段を提案した者は、発明者となります。</li> <li>③ 具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者は、発明者となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 単に課題を提示しただけでは、発明者になれません。</li> <li>② 単に指示されてデータをまとめた者や実験の作業を手伝った者は、発明者ではありません。</li> <li>③ 発明者に資金や設備等を提供しただけでは、発明者になれません。</li> </ul>

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541 (医学部からは、66-2541)

E-mail: ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

## (4)特許実施許諾等による収益配分

### 1. 関連規程（抜粋）

香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

（収益の配分）

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。

2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。

3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその承継者に、残りを大学に配分する。

4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前三項を準用する。

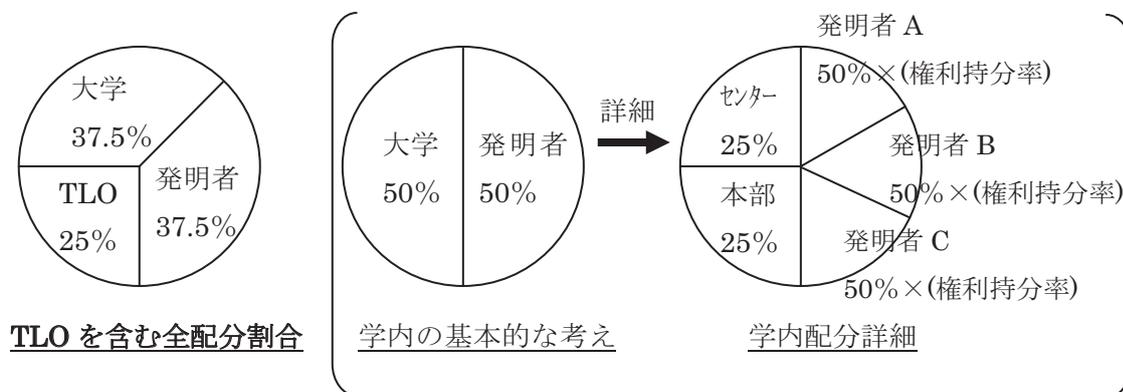
5 学外発明者（発明規程のない他大学の研究者や個人等に限る。（企業所属者は除く））が発明者に含まれるときの収益配分は、第一項から第三項までを準用する。

6 前各項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。

附則 当分の間、第7条第1項の費用には、出願権利化等（知的財産の出願又は権利化及びその権利の維持又は保全という。）のために大学が支出した額を含めないものとする。

### 2. ロイヤリティー配分

香川大学では、実施許諾等の技術移転活動（ロイヤリティー管理も含め全て）を、原則四国 TLO に代理・委託（四国 TLO は成功報酬型：全収益の25%）。従って、四国 TLO を通じての知財収益の配分は以下ようになる。



※具体例

(1) 発明者への配分例：全収益額 100 万（四国 TLO から大学への配分額：75 万）

発明者 A 権利持分 50% 配分額：75 万 × 0.5(在職) × 0.5(持分率) = 18.75 万

発明者 B 権利持分 30% 配分額：75 万 × 0.5(在職) × 0.3(持分率) = 11.25 万

発明者 C 権利持分 20% 配分額：75 万 × 0.5(在職) × 0.2(持分率) = 7.5 万

## (5) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約))

### MTA (Material Transfer Agreement) について

#### 1. MTAとは何のことですか？

MTA (Material Transfer Agreement : 研究材料提供契約) は、遺伝子、細胞、ノックアウトマウス (実験用動物)、実験用植物、抗体、材料 (化合物) などの研究材料を、第三者 (研究者) との間で授受する際に、研究材料の使用に関するとりきめを行う契約です。

MTAは実際に研究材料をやりとりする研究者同士でなく、機関名義での契約です。

特に、バイオ系研究ではアカデミア間の研究材料の授受が日常的に行われ、企業との授受も頻繁に起こっています。

香川大学の方針として、研究材料の授受に当たってはMTAを締結することを奨励しています

#### 2. なぜMTAを結ぶ必要があるのですか？

- 1) 提供先の研究材料の使用により、第三者に損害が及んだ場合の免責など、研究材料についての損害に対する防衛という役割があります。
- 2) 提供先から研究の成果に対して不必要な制限をかけられないようにするなど、研究の自由についての制限に対する防衛という役割があります。
- 3) 内容を理解せずに、個人で契約してしまうと、特定の研究以外の使用禁止、得られた成果・発明が提供者側に帰属、研究成果の発表の禁止、特許出願時の制約等、あとでトラブルが生じることがあります。

#### 3. MTAを結ぶとき手続きはどうしたらよいですか？

- 1) 香川大学の職員等がその研究活動によって有することに至った成果有体物 (試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置、実験器具) は、「香川大学研究成果有体物管理規程 (平成 17 年 12 月 26 日施行)」により、原則として大学に帰属します。
- 2) 成果有体物を創作又は取得した職員、その成果有体物を適正に管理しなければなりません。  
また、職員等が第三者に研究成果物を提供 (研究目的、産業上の利用目的) する場合は、無断譲渡、目的外使用、守秘義務、知的財産、使用による責任、費用負担等の問題が発生する恐れがありますので、研究活動を円滑に推進するためにも第三者と研究材料提供契約 [MTA] (あるいは第三者からの誓約書又は研究者間の協議等の書面) 又は研究材料売買契約を締結しておく必要があります。
- 3) 研究のために第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、権限の委譲によって予め部局等の長に届け出 (第三者が公的研究機関等である場合は、提供後の書面による報告で足りる) することで行うことができます。  
(原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用は、原則、第三者の負担とします。)
- 4) 産業上の利用を目的とする第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、予め、部局等を継由して学長の承諾を得なければなりません。社会連携・知的財産センターまでお気軽にご相談ください。 (原則、直接費用を上回る対価を得られる場合に限りです。)

## 8. 複合型研究プロジェクト推進支援

### (1) 万引き防止対策事業

子供安全・安心万引き防止対策事業は、平成22年度に香川県警からの委託事業としてスタートしたもので、香川県における万引き防止の対策を提案する事業です。

平成23年度は、これまでの調査結果を基にした店舗用の「万引きされにくい店づくり」や青少年、サラリーマン、主婦、高齢者といった対象者毎の啓発活動を行うための「万引き防止啓発DVD」を作成し、「香川県における万引き防止の取り組み」としてまとめたものを万引き防止対策協議会にて報告しました。

平成24年度は教育プログラムを教育機関だけでなく、規模を広げて対象者毎での実践と評価を地域の協力の下で行いました。

香川大学、香川県警のみならず、法律事務所、万引きGメンなど各方面からの新規参画者も加わり、地域や教育現場で実践し、取り組みの成果としては、平成15年から平成21年度までワースト1（7年連続）であった万引きの認知件数が平成22年度はワースト2、平成23年度は全国4位までに下がっており、目に見える形で成果に繋がっています。

実際に年間1,000万円にも及ぶ被害に悩む店舗で30%近くの被害を抑えられた成果も得られ、本事業が全国で年間4,600億円にも及ぶ被害額を抑える一助となり得ることから、経済的価値やインパクトは非常に大きいものと考え、他県や警察庁からも高い評価と注目を頂いております。

本活動が評価され共同で取り組みを行っている香川県警が**24年度警察庁長官賞**を受賞しました。



DVDの内容はポリスチャンネルにて視聴できます。

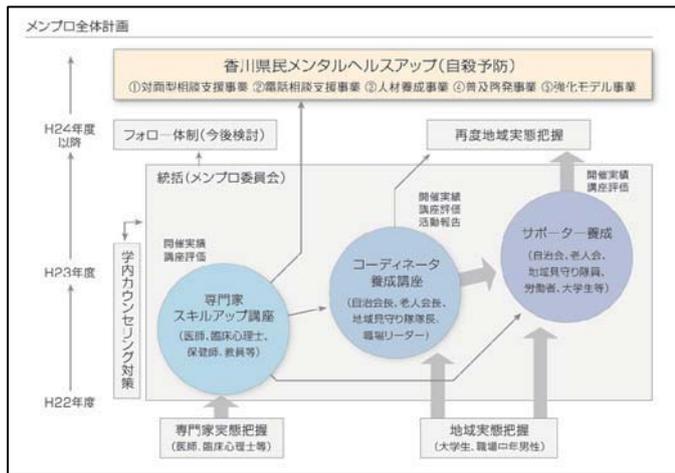
<http://www.police-ch.jp/video/1/010098.php>

### (2) 自殺予防対策事業

我が国の自殺者数は、平成10年以降連続して3万人を超えており、自殺予防は喫緊の課題になっています。そこで、香川大学では、地域に根ざした教育・研究機関として、学内にとどまらず広く地域社会に対して自殺対策強化につながる教育・調査・研究を実施しています。医学部、教育学部教員が中心となり調査し、学内外の連携体制のもとに自殺予防対策のための人材養成システムを構築します。

平成22年度よりコーディネータ養成を目的としたメンタルヘルス・サポーターを組織し、指導・支援するコーディネータ（自治会長、地域見守り隊隊長、いのちの電話相談員等）を対象とした講座を開設しました。

平成24年度は、香川県下に範囲を広げ発展させ、さらに具体的な自殺予防のための人材育成を行っています。①コーディネーター養成講座、（高松市以外の香川県地域にて5回連続開催、フォローアップ



研修も2回開催)、②サポーター養成ミニ講座（月2回程度開催、コーディネーターの活用）、③インストラクター養成講座（5回連続開催、自殺予防に関わる各種講座の指導ができる人材の育成）、④専門家スキルアップ講座（年2回開催）、⑤教材用動画とホームページ作成（人材養成用教材としてDVD動画の追加作成と、育成した香川県下のコーディネーターおよびサポーターへの連絡・情報交換の場としてのホームページ作成・運用）、などを行いました。多彩な事業展開に伴い香川メンプロプラットフォームを設立し、マネジメントおよびリーダーとして非常勤職員および研究補助員を雇用しました。これら香川で生まれた取り組みを世界に発信し、さらなる本事業の発展のためにカンファレンスでの情報交換も積極的に行います。これらの活動を通じて、本事業終了後も香川県民のメンタルヘルスアップならびに自殺予防に継続的に協力していきます。

### (3)R1 ブランド研究会

香川大学の知的財産シーズである「香大農 R-1」ブドウ品種の地域ブランドとしての活用戦略を策定する研究会を発足。学内外の専門家・協力者が新規製品の企画開発とそのブランド化戦略を検討しました。香川大学オリジナルワインのブランド製品開発や販売戦略、「香大農 R-1」ブドウを原料とする新規の加工製品の企画・開発を、地域企業等との連携のもとに進展させます。

#### 1) 「香大農 R-1」ブドウを活用した新規加工製品の企画開発研究

- 「香大農 R-1」ブドウの特徴の把握と、それを生かす製品の企画開発

「香大農 R-1」ブドウは、他品種に比べ、アントシアニンやポリフェノールを多く含み、色合いも濃い特徴があります。この特徴を、ジャムやジュース、菓子など様々な製品に活かし、付加価値の高い製品の企画開発戦略を展開します。

- 製品企画、試作並びに評価

「香大農 R-1」を原料にジャム、ジュース、着色料、菓子類など、ワイン以外の新製品の企画開発を行っています。

- 消費者の親しみと信頼を得るための、ブランド戦略の検討

「香大農 R-1」ブドウを使用する全製品に冠する、新たなブランドを命名。ロゴを含め商標登録を目指しています。



- 各種製品に適した原料ブドウの生産と品質評価

ジャムやジュース、菓子類の製品に適したブドウ原料の生産方式とその品質評価を行いました。

- ブドウを使用したオリジナルスイーツの開発、販売

地元菓子メーカーの協力の下、希少糖とのコラボによるジュレを開発し販売しています。

## 2) 香川大学ワインのブランド研究

- ブランド力確立を決定する諸要因の分析と戦略検討

専門家や一般消費者の意見をもとに、現在の製品の位置付けについて再評価を行い、原料ブドウの特性（味わい、健康成分）を活かした新たなワイン製品の企画開発を検討します。

- 販路開拓の検討

新規販路について企画し、フィージビリティテストを行います。

- ブドウ・ワインの品質、生産性改善計画の検討

ワイン品質を決定づけるブドウの品質安定化に向けた栽培マニュアルを作成します。

- **2012イノベーション四国顕彰事業 四国産業技術大賞 革新技术賞 奨励賞受賞**

平成25年3月8日、かがわ国際会議場にてブランド研究会の地域への知の貢献が表彰されました。



## (4) 医工連携事業の推進

本学、地域企業、自治体、高等教育機関等が連携し提案していた「かがわ健康関連製品開発地域構想」が平成23年度地域イノベーション戦略推進地域に採択されるとともに、地域イノベーション戦略支援プログラムに採択されました。

これまで地域で取り組んできた光計測、MEMS、医療等の基盤技術を活用して、健康関連分野での市場ニーズに応じた製品開発や地域企業の技術者育成等について取り組むことにより、新たな産業創出を目指していきます。平成24年度は、地域産学官共同研究拠点を中心に培養細胞や動物実験、さらには臨床的な検討を医学部と工学部が連携して実施をスタートするなど研究テーマ毎に異なる分野の研究者間での技術連携が図られ、医用機器開発に必要な具体的な成果が得られています。

また、医用分野への応用を行っている他地域の研究者とのシンポジウムの開催や関連する学会などへの参加を行い、研究内容のベンチマークを行うとともに、他地域の研究者との連携推進による研究開発の促進が図られました。

本事業を通じて10年間の構想で大学の知を活かして分野を超えたこれまでにない連携の下にかがわ地域に新たな産業を創出と雇用を生み、地域社会に貢献してまいります。

## 9. 学術・教育活動

### a. 学会発表・論文発表・講演状況等

会議・研修会名	開催場所	日 時	発表・ポスター題目等
第 85 回日本産業衛生学会	名古屋国際会議場(愛知県名古屋市)	H24.5.30	「ハローワーク来所者のメンタルヘルスに影響を及ぼす要因の検討」 永富太一; 鈴江毅; 片山はるみ; 岡田倫代; 藤川愛; 辻よしみ; 宮武伸行; 坂野紀子; 依田健志; 吉岡 哲; 平尾智広 「自殺予防などメンタルヘルス関連業務に従事する保健師自身のメンタルヘルス」 永富太一; 坂野紀子; 宮武伸行; 鈴江毅; 宮前義和; 依田健志; 吉岡 哲; 白木 渡; 平尾智広
産学連携学会第 10 回大会	高知県立県民文化ホール(高知県高知市)	H24.6.15	「知的財産の利活用についての検討と権利化対応について」 倉増敬三郎 「香川地域での医工連携による産学官連携活動ーかがわ健康関連製品地域構想ー」 永富太一; 倉増敬三郎; 渡辺利光 「関西・中四国支部活動の現状と課題」 永富太一; 北村寿宏; 河崎昌之; 藤原貴典; 石塚悟史; 李鎔璟; 大井文香; 稲岡美恵子
産学連携学会関西・中四国支部第 4 回研究・事例発表会	トマト銀行岡山駅前ビル5階(岡山県岡山市)	H24.12.7	「共同研究を推進するための研究会活動について」 倉増敬三郎
第 56 回中国四国合同産業衛生学会	岡山大学創立五十周年記念館(岡山県岡山市)	H24.12.8	「医師のメンタルヘルスと自殺予防に関する調査」 永富太一; 坂野紀子; 宮武伸行; 鈴江毅; 宮前義和; 村上祥子; 依田健志; 吉岡哲; 白木渡; 平尾智広
Pacific Congress on Marine Science and Technology 2012	Kaleiopapa Convention Center at the Sheraton Kona Resort & Spa at Keauhou Bay (USA)	H24.12.11	「Study on the Coefficient of Static Friction of the Artificial Reefs」 永富太一; 亀山剛史; 山地功二; 角道弘文; 松岡昇太郎; 松島学; 末永慶寛

b. 講義

回数	開設学部・科目等	場所・日時	対象	内容・備考
8回	工学部 「特許戦略」	工学部キャンパス H24.5.27、H24.5.18 H24.5.28、H24.6.1 H24.6.8、H24.6.22 H24.7.6、H24.7.13	学部 4年生	特許戦略
2回	工学部 「技術開発管理」	工学部キャンパス H24.4.16、H24.4.23	学部 4年生	知的財産概要 先行技術調査 特許マップ作成

c. 出版物

分類	書名・タイトル	出版年月	出版社名	全著者名
調査報告書	「万引き防止対策に関する調査と社会的実践」	H24. 3. 20	株式会社 ナカニシ ヤ出版	永富太一； 大久保 智 生； 時岡 晴美； 岡田 涼

d. 受賞学術賞

受賞名	書名・タイトル	受賞年月	団体名	全受賞者名
2012 イノベーション四 国顕彰事業 四国産業技 術大賞 革新技術賞 奨励賞	「「香大農 R-1」を活用した 新規加工製品の企画開発 研究および地域ブランド 化の取り組み」	H24. 3. 8	R-1 ブランド 研究会	望岡亮介； 片岡 郁雄； 板倉 宏昭； 牧野 聡； 佐 藤 哲也； 竹中 剛； 田島 茂行； 中村 俊則； 倉増 敬三郎； 永富 太一

## 10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
JST 四国地区五大学新技術説明会	JST東京別館ホール	H24. 4. 6	徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、高知工科大学、(株)テクノネットワーク四国、(独)科学技術振興機構
BIO tech 2012(第11回国際バイオテクノロジー展/技術会議)	東京ビッグサイト	H24. 4. 25～27	リード エグジビション ジャパン株式会社
戦略的創造研究推進事業(社会技術開発) 平成24年度募集説明会	K's五番町ビル1階ホール	H24. 4. 26～27	(独)科学技術振興機構
戦略的創造研究推進事業(社会技術開発) 平成24年度募集説明会	メルパルク京都	H24. 5. 17	(独)科学技術振興機構
平成24年度第1回関西・中四国地方産学連携研究会	岡山大学	H24. 5. 18	産学連携学会 関西・中四国支部
第25回 産から学へのプレゼンテーション	(独)科学技術振興機構(東京本部)	H24. 5. 30	(独)科学技術振興機構
産学連携学会第10回大会	高知県立県民文化ホール、高知会館	H24. 6. 14～15	高知大学
戦略的イノベーション創出推進プログラム(S-イノベ)公募説明会	TKP大阪淀屋橋カンファレンスセンター	H24. 8. 12	(独)科学技術振興機構
第25回国立大学法人共同研究センター専任教員会議	いさわ温泉	H24. 8. 30～31	山梨大学
第4回リサーチ・アドミニストレーション研究会 国際シンポジウム	学会会館	H24. 9. 3	金沢大学
リサーチ・アドミニストレーション研究会 2012年度大会(第4回)	学術総合センター	H24. 9. 4	東京農工大学、金沢大学
香川県新技術・新工法展示商談会	トヨタ自動車株式会社サプライヤーズセンター	H24. 9. 6～7	香川県、(公財)かがわ産業支援財団
UNITT Annual Conference 2012	芝浦工業大学	H24. 9. 14～15	(一社)大学技術移転協議会
岡山大学URAキックオフシンポジウム	岡山大学	H24. 9. 21	岡山大学
イノベーションジャパン2012	東京国際フォーラム	H24. 9. 27～28	(独)科学技術振興機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構
地域イノベーション戦略支援プログラム ジョイントミーティング	福島県立医科大学	H24. 10. 3	福島県立大学、(公財)かがわ産業支援財団
食品開発展2012	東京ビッグサイト	H24. 10. 3～5	UBMメディア株式会社
香川発 大学・高専連携シーズ発表会2012	サンメッセ香川	H24. 10. 10	香川大学、徳島文理大学、香川高等専門学校
地域イノベーション戦略支援プログラム 香川・長崎ジョイントミーティング	(財)長崎県産業支援財団(大村本部)	H24. 10. 25～26	(財)長崎県産業支援財団、(公財)かがわ産業支援財団
第24回国立大学法人共同研究センター長会議	東京第一ホテル山形	H24. 11. 1～2	山形大学

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
JST科学技術コミュニケーション推進事業 ネットワーク形成地域型実務担当者意見交 換会	(独)科学技術振興機構(東京 本部)	H24. 11. 12	(独)科学技術振興機構 科学コ ミュニケーションセンター
平成24年度第2回関西・中四国地方産学連携 研究会	岡山大学	H24. 12. 6	産学連携学会 関西・中四国支 部
産学連携学会 関西・中四国支部 第4回研 究・事例発表会	トマト銀行岡山駅前ビル	H24. 12. 7	産学連携学会 関西・中四国支 部
次世代医療システム産業化フォーラム2012 第4回例会	大阪商工会議所	H24. 12. 12	大阪商工会議所
地域ブロック会議<四国ブロック>	徳島大学	H25. 1. 18	(独)科学技術振興機構
「地域資源等を活用した産学連携による国 際科学イノベーション拠点整備事業」公募 説明会	文部科学省	H25. 1. 18	文部科学省
nano tech 2013(第12回国際ナノテクノロ ジー総合展・技術会議)	東京ビッグサイト	H25. 1. 30～2. 1	nano tech実行委員会
平成25年における競争的研究資金制度等説 明会	中国四国農政局	H25. 2. 14	農林水産省
平成24年度大学-JST意見交換会	コンベンションルームAP大阪	H25. 2. 15	(独)科学技術振興機構
国立大学法人共同研究センター西日本ブ ロック専任教員会議	京都工芸繊維大学	H25. 3. 8	京都工芸繊維大学
「革新的イノベーション創出プログラム (COI STREAM)」に関する各種公募及び「産 学官による実用化促進のための研究開発支 援(JSTに対する出資事業)」の公募に係る説 明会	文部科学省	H25. 3. 29	文部科学省

## 11. 会議・委員会の開催状況

### (1) 産学官連携推進機構会議の開催状況

回数	開催日	備考
第1回	平成24年4月25日	メール審議
第2回	平成24年6月4日	メール審議
第3回	平成24年6月11日	メール審議
第4回	平成24年7月23日	
第5回	平成24年9月12日	
第6回	平成24年10月12日	メール審議
第7回	平成25年2月22日	メール審議
第8回	平成25年3月19日	メール審議
第9回	平成25年3月27日	メール審議

### (2) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況

回数	開催日	備考
第1回	平成24年4月16日	
第2回	平成24年6月8日	持ち回り審議
第3回	平成24年5月29日	
第4回	平成24年6月26日	
第5回	平成24年7月19日	持ち回り審議
第6回	平成24年7月24日	持ち回り審議
第7回	平成24年8月6日	
第8回	平成24年10月9日	
第9回	平成24年11月27日	
第10回	平成24年12月21日	
第11回	平成25年1月29日	
第12回	平成25年2月22日	
第13回	平成25年3月19日	

### (3) 知的財産帰属決定会議の開催状況

回数	開催日	帰属決定(件)	処理報告(件)	備考
第11回	平成24年11月19日	32	33	
第12回	平成25年3月25日	16	12	

### (4) 知的財産評価専門委員会の開催状況

回数	開催日	議案(件)	報告(件)	備考
第158回	平成24年4月17日	11	30	
第159回	平成24年5月22日	5	11	
第160回	平成24年6月21日	5	11	
第161回	平成24年7月2日	1	0	メール審議
第162回	平成24年7月24日	16	13	
第163回	平成24年8月22日	2	0	メール審議
第164回	平成24年9月13日	6	35	
第165回	平成24年10月12日	7	14	
第166回	平成24年11月6日	3	19	
第167回	平成24年12月18日	5	14	
第168回	平成25年1月7日	5	0	メール審議
第169回	平成25年1月22日	2	0	メール審議
第170回	平成25年1月29日	1	0	メール審議
第171回	平成25年2月5日	9	15	
第172回	平成25年2月26日	1	0	メール審議
第173回	平成25年3月5日	6	11	
第174回	平成25年3月13日	1	0	メール審議

## 12. 社会連携・知的財産センターの組織(平成24年度)

### (1) 社会連携・知的財産センタースタッフ

部 局	職 名	氏 名
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一
〃	助教 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	永富 太一
〃	産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	倉増 敬三郎
〃	産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	渡辺 利光
〃	産学官連携コーディネータ	本多 八潮
〃	産学官連携コーディネータ	小倉 長夫
〃	産学官連携コーディネータ (10月31日まで)	松浦 孝範
〃	特命教授	十河 修二
〃	地域イノベーション推進担当部長	中村 賢治
〃	管理担当職員[学術部長]	井上 明夫
〃	ベンチャー起業アドバイザー	塚本 一義
〃	知的財産アドバイザー	山内 康伸
〃	知的財産コーディネータ	牧野 聡
〃	知的財産コーディネータ	岡本 保朗
〃	知的財産コーディネータ	柳瀬 直人
〃	知的財産コーディネータ	辻本 和敬
〃	知的財産コーディネータ	塩崎 紀子
〃	知的財産コーディネータ	安田 崇
〃	知的財産コーディネータ	矢野 慎一
〃	知的財産アドバイザー	石橋 規幸
〃	知的財産アドバイザー	吉田 勉
〃	事務補佐員	西森 環
〃	事務補佐員	石川 奈々
〃	事務補佐員	湯口 直美
香川大学技術交流協力会		檜原 綾
事務担当(研究協力グループ)	リーダー	谷本 伸夫
〃	サブリーダー	奈良 薫
〃	チーフ(社会連携担当)	中屋敷 隆博
〃	チーフ(社会連携担当)	石井 さおり
〃	チーフ(知的財産担当)	徳井 利彦

## (2) 知的財産帰属決定会議委員

部 局 名	職 名	氏 名	備 考 (任期等)
役員	理事	大平 文和	官職指定
社会連携・知的財センター	センター長	合谷 祥一	官職指定
アーツ・サイエンス研究院	教授	時岡 晴美	H24. 4. 1～H25. 3. 31
教育学研究院	准教授	松下 幸司	H23. 4. 1～H25. 3. 31
法学研究院	准教授	山本 慎一	H23. 4. 1～H25. 3. 31
経済学研究院	教授	大賀 睦夫	H24. 8. 1～H25. 3. 31
医学研究院	教授	中村 隆範	H23. 4. 1～H25. 3. 31
工学研究院	教授	山口 順一	H23. 4. 1～H25. 3. 31
農学研究院	教授	川浪 康弘	H23. 4. 1～H25. 3. 31

## (3) 知的財産評価専門委員会委員

部 局 名	職 名	氏 名	備 考
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一	
〃	産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	倉増 敬三郎	
〃	産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	渡辺 利光	
〃	知的財産コーディネータ	辰野 勇	
〃	助教 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	永富 太一	
〃	知的財産コーディネータ	岡本 保朗	

# 13. 四国産学官連携イノベーション共同推進機構の構築について

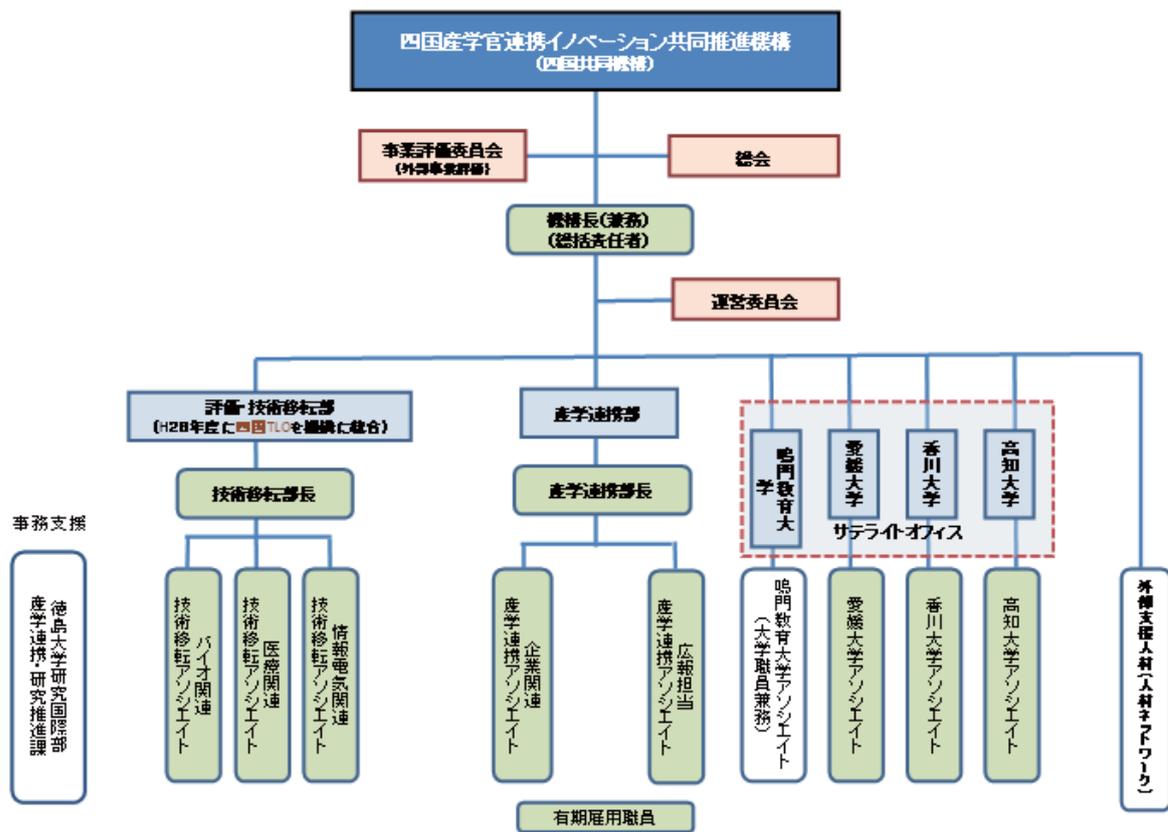
## (1) 事業概要

四国地区の5国立大学間において、それぞれの資源を効果的・効率的に活用する観点から、AO入試、大学教育、産学連携を大学の枠を超えて共同実施し、相乗効果により、各大学単体で実施するより質・量ともに充実したものを旨とした「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」が、文部科学省の国立大学改革強化推進補助金事業に採択され、5国立大学間で本事業について連携協定を締結し、上記三部門の連携事業を推進することとなりました。

このうちの産学連携部門の連携事業として、徳島大学を基幹校とし、四国内の大学群の産学官連携部門共通業務の統合・一元化を図り、産学官連携部門の運営の効率化、高度化、低廉化、グローバル化及びIT技術を駆使した産学官連携業務の効率化を図り、知の集積、国内外の大学と社会との接点、イノベーション創出の拠点となる「四国産学官連携イノベーション共同推進機構」を構築することとなりました。

平成24年度は四国共同機構設置検討ワーキンググループを2回開催して検討を重ね、平成25年度には四国共同機構設置準備委員会を設置して事業の具体化を推進することとなりました。

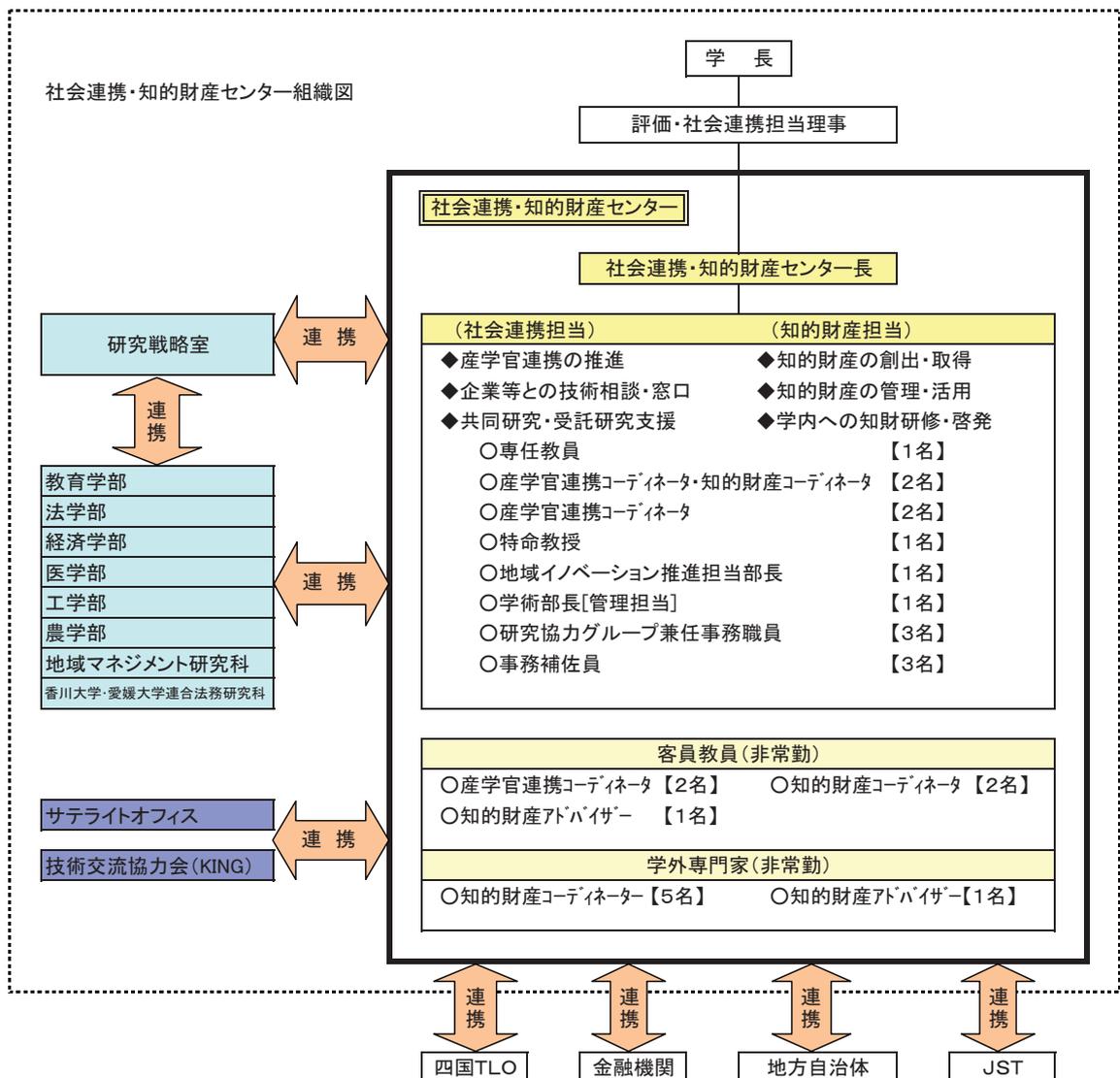
## (2) 組織体制図(案)



## 参 考 资 料

## 参 考 資 料 (平成25年12月1日現在)

- (1) 社会連携・知的財産センター組織図
- (2) 社会連携・知的財産センター規程
- (3) 社会連携・知的財産センター会議規程
- (4) 社会連携・知的財産センター利用細則
- (5) 知的財産帰属決定会議規程
- (6) 知的財産評価専門委員会規程
- (7) 知的財産評価に関する取扱要領
- (8) 知的財産ポリシー
- (9) 職務発明規程
- (10) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (11) 研究成果有体物管理規程
- (12) 共同研究取扱規程
- (13) 受託研究取扱規程
- (14) 利益相反について



(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織規則第18条第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川大学(以下「本学」という。)における産学官連携活動を推進すること並びに本学における知的財産の創出、取得、活用及び管理を戦略的に実施すること及び本学の各種組織を有機的に連携した、全学的な知的財産の管理・活用体制を整備することにより、産学官交流の場として地域の科学技術発展と産業の振興に寄与するとともに、本学における学術研究及び教育の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (2) 企業等への研究成果の技術移転に関すること。
- (3) 本学に帰属する知的財産に関すること。
- (4) 学内に対する知的財産の研修に関すること。
- (5) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
- (6) 企業等との学術情報交換と連携協力に関すること。
- (7) 企業等からの科学技術相談に関すること。
- (8) 外国人研究者との共同研究及び学術交流に関すること。
- (9) 学内及び他大学との共同研究に関すること。
- (10) 本学の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
- (11) 地域社会における学術研究交流に関すること。
- (12) 国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第2条に定める「四国産学官連携イノベーション共同推進機構(以下「四国共同機構」という。)の構築」事業に関すること。
- (13) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
  - (2) センター担当教員
  - (3) 産学官連携コーディネータ
  - (4) 知的財産コーディネータ
  - (5) 四国共同機構アソシエイト
  - (6) 管理担当職員
  - (7) その他必要な者
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターは、必要に応じて次に掲げる非常勤のコーディネータ及びアドバイザー等を置くことができる。
- (1) 産学官連携コーディネータ
  - (2) 産学官連携アドバイザー
  - (3) 特命担当コーディネータ
  - (4) 知的財産コーディネータ

- (5) 知的財産アドバイザー
- (6) ベンチャー起業アドバイザー
- (7) 四国共同機構アソシエイト

4 第1項第6号は、本学の学術部長をもって充てる。

5 第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者並びに第3項各号に掲げる者は、センター長の申出に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)の協議を経て、センター長が任命又は委嘱する。

#### (センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する理事又は副学長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任を申し出たとき。
- (3) 欠員となったとき。

6 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了前の一月前以前に、同項第2号又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

#### (副センター長)

第6条 第4条第2項の規定に基づき副センター長を置くときは、センター長の推薦に基づき、センター会議の承認を得て、センター長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該副センター長を任命したセンター長の任期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (センター担当教員)

第7条 センター担当教員は、本学教職員からセンター会議での協議を経て、センター長が任命する。

#### (客員教授等)

第8条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

2 前項の客員教授等の称号の付与は、センター長の申出に基づき、学長が行う。

3 前項の申出は、センター会議が選考した客員教授等候補者を推薦することにより行う。

4 センター長は、客員教授等に第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者又は同条第3項各号に掲げる者を兼務させることができる。

5 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

#### (協力教員)

第9条 センターに、産学官連携に対する日常的な活動を支援、及び知的財産を発掘するため協力教員を置く。

2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 協力教員は、センター長と部局の長との協議を経て、センター長が任命する。

(事務)

第10条 センターの事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター規程(平成19年4月1日制定)及び香川大学知的財産活用本部規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第9条の協力教員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年8月31日までとする。

附 則(平成25年4月1日)

- 1 この規程は、平成25年4月30日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴って最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則(平成25年8月1日)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織運営規則第12条の2第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 センター会議は、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの業務に関する事項
- (2) センター担当教員選考に関する事項
- (3) その他センター長が必要とする事項

(組織)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) センター主担当教員
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ、知的財産コーディネータ及び四国共同機構アソシエイト
- (5) 管理担当職員

(議長)

第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 センター会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センター会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター会議規程(平成19年4月1日制定)及び香川大学知的財産活用本部会議規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

## 香川大学社会連携・知的財産センター利用細則

平成20年4月1日

### (趣旨)

第1条 この細則は、香川大学社会連携・知的財産センター規程第11条の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

### (センターの利用)

第2条 センターは、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
- (2) 民間機関等と技術者に対する技術研修
- (3) 香川大学(以下「本学」という。)の学生に対する実践的な研究指導
- (4) 産学連携の推進及び知的財産に関するセミナー、シンポジウムなど学術研究集会の開催
- (5) 本学の研究成果を活用した事業(創業準備を含む。)
- (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関するものとして社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)が特に必要と認めた業務

### (利用申請及び変更)

第3条 センターの共同研究室を利用しようとするときは、利用する者の中から責任者(原則として、本学の教員に限る。以下「利用責任者」という。)を定め、利用(変更)申請書(別紙様式1)及び研究計画調書(別紙様式2)をセンター長に提出しなければならない。

- 2 利用の可否は、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)の議を経てセンター長が承認する。
- 3 センター長は、本条第1項の利用申請に対し、利用の可否を利用責任者に通知するものとする。
- 4 利用責任者は、利用計画に変更が生じたときは、速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

### (利用期間)

第4条 共同研究室の利用期間は、原則として承認の日の属する年度内とする。

- 2 共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上前項の規定によりがたい事情がある場合センター長は、利用期間の延長を認めることができる。延長できる利用期間は2年以内とし、年度ごとに承認を得るものとする。

### (利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

(細則の遵守)

第6条 利用者は、この細則を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがあるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の取消等)

第7条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させることがある。

(1) 利用者が、この細則の規定に反した場合

(2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合

(3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合

(損害の弁償)

第8条 利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

第9条 利用者は、機器搬入申請書(別紙様式3)をセンター長に提出し、承認を得て、センター内で使用する教育研究に必要な機器等を搬入することができる。

2 利用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。

3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第10条 センターの利用に当たっては、事故、災害の防止に努めなければならない。また、整理・整頓・清掃など、清潔で安全な環境の維持管理に留意しなければならない。

(経費の負担)

第11条 センターの共同研究室を利用するときは、利用者は、別表第1に係る経費及び光熱水料の実費相当額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合は、利用料金の一部又は全額を免除することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この細則の施行により、香川大学地域開発共同研究センター利用細則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

- 3 この細則の施行の際、現に香川大学地域開発共同研究センター利用細則第3条又は第9条により利用責任者又は利用者が受けていた承認は、この細則によってなされた承認とみなす。
- 4 第4条第2項に規定する利用期間延長の期間算定の取扱は、香川大学地域開発共同研究センター利用細則で承認された期間を承継するものとする。

附 則(平成25年4月1日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)―利用負担額―

階	部屋名(面積)	利用負担額/年当たり(円)
2階	共同研究室1(42m <sup>2</sup> )	105,000
	共同研究室2A(37m <sup>2</sup> )	92,500
	共同研究室2B(37m <sup>2</sup> )	92,500
	共同研究室3(46m <sup>2</sup> )	115,000
3階	共同研究室4A(37m <sup>2</sup> )	92,500
	共同研究室4B(37m <sup>2</sup> )	92,500
	共同研究室5(35m <sup>2</sup> )	87,500

注1) 利用負担額は、1年間1m<sup>2</sup>当たり2,500円とする。

注2) 部屋の利用に伴う光熱水料は、上記利用負担額に含まない。

注3) 利用期間は原則1年とする。ただし、月単位で利用する場合には、月割計算により負担する。月割計算による利用負担額の月額は、年額の12分の1に相当する額を負担する。

別紙様式1 (第3条第1項関係)

香川大学社会連携・知的財産センター共同研究室 (新規・延長)

利用(変更)申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用責任者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記のとおり利用(変更)したいので申請します。

記

利用区分	共同研究	受託研究	大学発ベンチャー
研究題目 (複数記載可)			
利用者 (センターを利用する者を記載すること)	所属・職	氏名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利用希望期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (年度にまたがった申請は不可) 延長申請の場合は、利用開始日(平成 年 月 日)		
利用希望 共同研究室名	共同研究室○		
利用するセンター設備・機器等名			
搬入予定の 主な大型機器			

センター 上記申請を ・承認する ・承認しない(理由: )  
専用欄

平成 年 月 日

社会連携・知的財産センター長

印

備考	
----	--

注1) 共同研究・受託研究の場合は、原則として申込書または契約書の写し(今年度分でも可)を提出して下さい。本申請に添付できない場合には、利用開始日までに提出して下さい。提出がない場合には、利用を取り消すことがあります。

注2) 大学発ベンチャーとは、利用細則第2条第5号に規定する本学の研究成果を活用した事業(創業準備を含む。)を実施する企業とする。

研 究 計 画 調 書

<p>現在までの準備状況等 （継続希望者にあつては現在までの研究実績・研究成果等）</p>	
<p>共同研究室を利用する必要性（共同研究との関連性）</p>	
<p>共同研究室としての見込める活用度・研究成果及び研究計画</p>	

機 器 搬 入 申 請 書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用（責任）者  
 所属部局  
 職・氏名 印  
 電話 fax  
 E-mail

下記の機器を利用承認を受けた研究室に搬入したいので申請します。

記

搬入目的			
共同研究室名			
搬入日時	平成 年 月 日 時		
搬入機器名		物品番号	
規格			
寸法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm		
重量	Kg		
使用電力	相（単相、3相）、電力（100、200V）、容量（ KW）		
センター 専用欄	上記申請を ・承認する ・承認しない（理由： ）  平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		

（注）この申請書は搬入機器ごとに提出してください。

## 香川大学知的財産帰属決定会議規程

平成19年6月1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、香川大学職務発明規程第5条の2第2項の規定に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。)に関し必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 決定会議は、学長からの諮問を受け、知的財産の帰属の決定等を行うために必要な審議を行う。

### (組織)

第3条 決定会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長(以下「理事等」という。)
- (2) 社会連携・知的財産センター長
- (3) 財務又は経営を担当する常勤の理事
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (5) 各学部等から選出された教員 各1人
- (6) 知的財産活用に関する学外有識者

2 前項第5号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第6号の委員は、理事等の推薦に基づき学長が委嘱する。

### (議長)

第4条 決定会議に議長を置き、理事等をもって充てる。

2 議長は、決定会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

### (議事)

第5条 決定会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ず欠席をする委員から書面による委任をされた者を委員代理として出席委員とみなす場合は、この限りではない。

2 議事は、出席委員(前項ただし書きの委員代理を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員会)

第6条 職務発明等に関する事項を評価し、決定会議に報告させるため、香川大学知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 決定会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 決定会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、決定会議に関し必要な事項は、決定会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、第3条第1項第5号の教員が決定会議の委員となる場合の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 香川大学知的財産評価専門委員会規程

平成16年4月1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価する。

- (1) 職務発明等の該当の可否
- (2) 当該職務発明等の技術的評価
- (3) 当該職務発明等の活用性
- (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
- (5) その他職務発明等に関すること。

2 専門委員会は、評価結果について香川大学知的財産帰属決定会議規程第3条第1項第1号に定める理事又は副学長に報告する。

### (組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (4) その他センター長が必要とする者 若干人

2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長が任命又は委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専門委員会委員に加えることができる。

### (委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

### (議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月23日)

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則(平成19年6月1日)

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 香川大学知的財産評価に関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）  
規程（以下「規程」という。）第2条に規定する評価について、その取扱いを定める。

### (権利の帰属)

第2条 本学に届出のあった職務発明等については、専門委員会で評価され、その報告に  
基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）でその帰属を決  
定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は発明等の迅速な出願等のために必要と認めるときは、  
決定会議での審議の前に必要な保全手続きをとることができる。

### (意見の申出)

第3条 発明者は、所属する部局の決定会議委員を通じて、専門委員会に意見を申し出る  
ことができる。

2 専門委員会委員長は、前項の申出があったときは、当該決定会議委員をその発明等に  
係る専門委員会の委員に加えなければならない。

### (再評価の禁止)

第4条 本学が職務発明等の権利を承継しないと決定した発明等については、再評価は行  
わないものとする。

### (評価の実施時期等)

第5条 専門委員会は、本学が承継した職務発明等の権利について、次の各号に掲げる時  
期に、規程第2条各号に掲げる事項について評価し、その報告に基づき決定会議でその  
帰属を決定するものとする。

- (1) 発明等の出願時期
- (2) 発明等の審査請求時
- (3) 発明等の登録維持時

2 前項各号の評価は、決定会議において職務発明等の権利を本学が承継しないと決定し、  
発明者に当該権利が返却された後、発明者が当該権利の保全に必要な手続きを実施でき  
る期間を確保できる時期に行わなければならない。

### (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、社会連携・知的財産センター長が  
別に定める。

### 附 則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 香川大学 知的財産ポリシー

社会に貢献することは、大学にとって教育、学術研究に続く第三の使命です。なかでも、大学が研究成果を知的財産として主体的に創出し、社会、とりわけ産業界において活用することは、大学の社会貢献の一つの形態です。研究成果を社会に還元し活用することは、学術研究の活性化及び研究資金の獲得という観点からも有意義です。

香川大学は、社会の発展に貢献し、学術研究の活性化等のため、研究成果を知的財産として創出、活用するにあたり、次のことを表明します。

- ・ 学術研究においては研究者の自主性を尊重します。
- ・ 大学の公益性・公共性にかんがみ、研究成果は公にすることを基本的責務とします。
- ・ 本学は、産業界を通じた社会貢献を効果的に進めるため、学術研究の成果を知的財産として確立・活用し社会に還元することを目的に、積極的な知的財産の権利化を図ります。
- ・ 職員が職務としてなした発明及び考案等（職務発明等）を行って得た知的財産は、大学に帰属することを原則とし、社会貢献のため積極的な活用を図ります。
- ・ 大学は、職務発明等に伴う研究成果として知的財産を創出した職員に対し、相当の対価を支払うとともに、その活用を図り、新たな研究資金等に還元することとします。
- ・ 大学に帰属した知的財産を創出者の意向を尊重しつつ有効に活用し、すみやかに産業界に技術移転するよう務め、創出者により新たな課題を開拓することを支援します。
- ・ 知的財産を創出、保護、活用するための制度や組織を整え、学術研究の活性化を支援するための体制整備を図ります。
- ・ 知的財産の創出・活用活動が、文化及び産業界の発展に寄与し、ひいては社会の豊かな生活の実現に資するものであることを、実践的に学生に教育します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、香川大学(以下「大学」という。)の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における前記各権利に相当する権利

(2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権の対象となるものについては意匠

ニ 商標権の対象となるものについては商標

ホ 回路配置利用権の対象となるものについては半導体集積回路の回路配置

ヘ 育成権の対象となるものについては品種

ト 著作権の対象となるものについてはプログラム等

(3) 「職員」とは、香川大学職員就業規則第2条第1号に定める者をいう。

(4) 「職務発明等」とは、大学における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が職員の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。

(5) 「発明者」とは、職務発明等を行った職員をいう。

(6) 「退職」とは、香川大学職員就業規則第21条第1項に定めることをいう。

## 第2章 権利の帰属、発明等の届出

### (権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部または一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、発明者に帰属させることができる。

### (届出及び受理)

第4条 職員は、発明等を行ったときは、発明等届出書(別記様式1)によって、速やかに学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知しなければならない。

### (決定)

第5条 学長は、前条第1項の届出があったときは、学長が指名する理事又は副学長(以下「理事等」という。)に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等に関し権利の帰属等を決定する。

2 学長は、前項の規定により決定したときは、当該発明者に通知しなければならない。

3 学長は、職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、出願等権利保護のため必要な手続きを行うことができる。

4 学長は、前項の規定にかかわらず、理事等の報告を踏まえ、必要な場合には、職務発明等の権利を大学が承継すると決定する前に、権利保護のため発明者の同意のもとに出願等の必要な手続きを行うことができる。

5 前項によって、権利保護のために出願等の手続きを行った発明等について、職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合は、大学の責任の下に速やかに修正されなければならない。

### (決定会議)

第5条の2 前条の決定のため、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。)を置く。

2 決定会議に関し必要な事項は、別に定める。

### (決定に関する事務の委任)

第5条の3 学長は、権利の帰属等の決定に関する事務を理事等に委任する。

### (譲渡書の提出等)

第6条 発明者は、学長が職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、権利譲渡書(別記様式2)を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、大学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。

3 学長は、発明者から権利が譲渡された職務発明等について、出願等権利保護のため必要な手続きを行わなければならない。

4 第1項の規定により権利の譲渡を受けた職務発明等について、権利の承継を続けないこ

とを決定したときには、遅滞なく発明者に返還するものとする。

(任意譲渡)

第7条 職員からの届出による発明等について、学長が職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、学長は、理事等の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(異議の申立て)

第8条 発明者は、第5条第1項による決定に異議あるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、理事等の意見を徴したうえで、異議申立ての可否を決定する。

3 学長は、前項の決定を当該発明者に通知する。

### 第3章 発明者への補償

(補償金の支払)

第9条 大学は、職務発明等をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

(退職したときの補償)

第10条 前条の補償金を受ける権利は当該権利に係る発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

### 第4章 雑則

(守秘義務)

第11条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願までの期間、秘密を守らなければならない。ただし、大学と発明者が協議のうえ、秘密期間を延長することができるものとする。

(退職後の取扱い)

第12条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第13条 職員以外の者で、職務発明等につき契約がなされている者については、この規程を準用する。

(事務局)

第14条 本規程に定める事務は、社会連携・知的財産センターが行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日)

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

香川大学長 殿

所 属  
職位・氏名 印  
連 絡 先 電話  
ファックス  
電子メール

発 明 等 届 出 書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
  - 2 知的財産の種類
  - 3 共同発明者の有無 有 / 無  
所属・氏名・連絡先(電話、ファックス、電子メール)
  - 4 発明等の経過
  - 5 主たる研究経費及び研究設備
  - 6 特許出願希望国
  - 7 発明等の内容
    - A) 従来技術
    - B) 発明等の説明
    - C) 発明等による効果・作用
    - D) 発明等の段階  
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
    - E) 実用化に際しての課題
    - F) 実用化可能な製品・分野
  - 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
  - 9 出願の希望時期
  - 10 発表の有無 有 / 無  
発表予定(学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等)
  - 11 その他
- 注)1 この届出は、学内の発明者の代表者が行うことで共同届出とすることができます。  
2 3の共同発明者の欄は、学外の発明者についても記載してください。

別記様式2(第6条関係)

権 利 譲 渡 書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町1番1号  
譲受人 香 川 大 学 長 殿

住 所  
居 所  
譲渡人 \_\_\_\_\_ 印

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受け権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明等の名称

2 特許権等知的財産権の持分  
発明者氏名等

学内発明者の持分割合

(参考)

その他学外発明者の有無

あり・なし

## 香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、香川大学（以下「本学」という。）における知的財産の機関管理に当たり、発明者が職務発明等の権利を本学に譲渡する場合の発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分について、必要な事項を定める。

### (本学が承継した職務発明等の権利の取扱い)

第2条 本学が承継した職務発明等の権利は、本学の責任の下に、誠実に権利の成立と維持に必要な手続きを取るものとし、発明者は出願手続等において本学に協力しなければならない。

### (発明等に対する照会)

第3条 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）は、本学が承継した職務発明等の権利について当該発明者から照会を受けた場合は、その職務発明等の現在の状況について説明しなければならない。

- 2 発明者は、権利譲渡書を提出した当該職務発明等の取扱いについて疑義がある場合は、センター長に説明を求めることができる。

### (仮手続き)

第4条 本学に届出のあった職務発明等は、知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）で評価し、その報告に基づき知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）で帰属を決定する。

- 2 職務発明等の迅速な出願等を行う必要がある場合は、当該職務発明等に関する権利の帰属を決定する前に、必要な保全手続きを取ることができる。
- 3 前項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継するものとして保全手続を行った後、職務発明等の権利を承継しないと決定した場合、保全手続に要した費用の負担を当該発明者に求めないものとする。
- 4 第2項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継しないものとして発明者自らが保全手続を行った後、本学が職務発明等の権利を承継すると決定をした場合は、本学が当該発明者が負担した費用を補償するものとする。

### (発明等の活用)

第5条 センター長は、権利の譲渡を受けた職務発明等について、発明者の意向を尊重し、かつ発明者と協力して、その活用に努めるものとする。

- 2 前項の活用の形態は、技術移転による収益の獲得、共同研究・受託研究又は各種研究資金の助成等による外部資金の獲得などによるものとする。

### (権利の返還)

第6条 本学が権利の譲渡を受けた職務発明等について、出願等権利保護のために必要な手続

きを取らないとき、又は権利化後3年間にわたり発明等を活用できないときは、発明者と協議の上、返還することができるものとする。

(収益の配分)

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。

- 2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。
- 3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその承継者に、残りを大学に配分する。
- 4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前三項を準用する。
- 5 学外発明者（発明規程のない他大学の研究者や個人等に限る。（企業所属者は除く））が発明者に含まれるときの収益配分は、第一項から第三項までを準用する。
- 6 前各項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、職務発明等に係る発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、第7条第1項の費用には、出願権利化等（知的財産の出願又は権利化及びその権利の維持又は保全をいう。）のために大学が支出した額を含めないものとする。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

## 香川大学研究成果有体物管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「本学」という。）がその研究活動によって有することに至る成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理を図り、もって研究活動及び社会連携活動を円滑に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「成果有体物」とは、職員等の研究の過程において創作又は取得された物のうち、学術的又は財産的に価値のある有形の物であって、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置又は実験器具をいう。

2 この規程において、成果有体物が生物試料である場合には、その増殖繁殖によって生じた子孫増殖物も成果有体物とみなして適用する。

3 この規程において、「職員等」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 本学職員就業規則第2条第1号に定める者

(2) 本学の学生、大学院生又はポストドクターであって、本学指導教員の指示に基づき本学職員の研究活動に参画する又は本学指導教員の監督に従う旨を署名した者

(3) 前二号に定める者以外の者で、本学の施設・設備・機器などを使用する者のうち、この規程に従う旨を約した者

4 この規程において、「部局等」とは、職員等が所属している法人本部、各学部、各研究科、図書館、博物館、各学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス、保健管理センター、研究戦略室及び広報室をいう。

5 この規程において、「作製者」とは、成果有体物を作製した職員等をいう。

### (成果有体物の帰属)

第3条 成果有体物は、原則として本学に帰属する。

2 職員等が、本学以外の機関における本学の研究活動により又は本学以外の機関から本学の研究活動のために提供を受け入れることにより、主体的に創作又は取得した成果有体物の帰属については、別に約した場合を除き、その機関が定めるところに従わなければならない。

### (成果有体物の管理と利用)

第4条 成果有体物を創作又は取得した職員等は、その成果有体物を適正に管理しなければならない。

2 成果有体物は、特段の定めがない限り、創作又は取得した時点から成果有体物として取り扱うものとし、この時点での登録を要しないものとする。ただし、成果有体物の学術研究上顕著な有効利用のために必要不可欠な情報を一般に公開公表する場合等に届け

出ることを妨げない。

- 3 本学における研究を目的とした成果有体物の利用は、原則として自由とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する可能性がある場合には、利用させることができない。
  - (1) 法令又は本学規則等に反する場合
  - (2) 個人のプライバシー又は団体の機密に属する事項が保持されない場合
  - (3) その他利用者の管理が不適切である場合
- 4 職員等は、前条第2項の受入れに該当する場合にあっては、当該成果有体物の提供者の意思に従った利用をしなければならない。
- 5 部局等の長は、本条の規定する成果有体物の管理と利用が適正に行われるために必要に応じた指導、教育及び監督をしなければならない。

#### (成果有体物の提供)

- 第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。
- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用（以下「直接費用」という。）があるときは、その費用を第三者に負担させて提供することを原則とする。
  - 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該成果有体物を用いた第三者による研究成果の取扱い、守秘義務及び研究目的以外への使用禁止等提供にあたり必要な事項を取り決めた「研究材料提供契約」を当該第三者と締結する。ただし、部局等の長が、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に基づき、提供にあたって必要な事項についての合意があると認めた場合には、この限りではない。
  - 4 本条は、職員等が退職又は異動にあたって、自らが創作又は取得した成果有体物の提供を本学に求める場合に準用する。

#### (成果有体物の産業上の利用)

- 第6条 職員等が産業上の利用を目的とする第三者に成果有体物を提供する場合は、本学社会連携・知的財産センターに協議し、予めその旨の届出書に部局等の長の承認書を付して学長へ提出し、承諾を得なければならない。
- 2 前項の成果有体物の提供は、直接費用を上回る対価を得られる場合に実施することを原則とする。
  - 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該第三者と「研究材料提供契約」又は「研究材料売買契約」を締結する。
  - 4 本学が第2項に規定する対価を得られる場合には、当該対価の一部について、その作製者に対し、補償金を支払うことができるものとする。
  - 5 前項の補償金の支払いは、香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則第7条を準用する。この場合において、「発明者」を「作製者」と読み替えるものとする。

- 6 前条の定めるところにより成果有体物の提供がなされたにもかかわらず、その提供がなされた後に生じた正当かつ合理的な事情により産業上の利用を目的として当該成果有体物を利用することになる第三者は、本条第1項の第三者とみなす。

(秘密の保持)

- 第7条 職員等は、成果有体物に関し、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持する旨の契約の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、その秘密を保持しなければならない。
- 2 職員等は、職務上知ることのできた個人情報又は外部機関の研究成果等について、特段の取り決めによって正当な理由がない限り、他に漏洩又は提供してはならない。
- 3 前二項の規定は、職員等の退職又は異動後においても適用する。

(雑則)

- 第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月26日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に創作又は取得し、この規程施行の際引き続き職員等が保有している研究成果有体物は、この規程の施行日に創作又は取得したものとみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学  
（部局等名）の長 殿

部局等名  
職名  
氏名 印

以下の有体物の提供（学術上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第5条に基づき、届け出します。

記

- （1）有体物の名称
- （2）無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）
- （3）提供理由
- （4）提供月日 平成 年 月 日
- （5）提供相手先等 ○○○○（研究材料提供契約添付）
- （6）その他必要事項

注意）

- ・ 「研究材料提供契約」は、部局等の長が提供にあたって必要な事項の合意があると認めた場合は、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に代えることができます。
- ・ 学術上の目的の場合は、原則として無償（輸送費等の直接費用は徴する。）となります。
- ・ 学外への有体物の提供の状況を把握したいので、本届出書の写しを社会連携・知的財産センターへ提出いただくようお願いします。

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学長 殿

部局等名

職名

氏名 \_\_\_\_\_

下記の有体物の提供（産業上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第6条に基づき、届け出します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別            無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）
- (3) 提供相手先の使用目的
  
- (4) 提供予定時期            平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
  - 1) 相手先の名称
  - 2) 住所、郵便番号
  - 3) 代表者の役職、氏名
  - 4) 担当者の役職、氏名
  - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等
  
- (6) その他必要事項

注意)

- ・本届出書は、有体物の提供について予め協議した上で、社会連携・知的財産センターへ提出願います。
- ・本届出書には、部局等の長の承認書を付して提出願います。

平成 年 月 日

承 認 書

創作／取得責任者

\_\_\_\_\_  
殿

部局等の長

\_\_\_\_\_  
印

貴殿の創作／取得した下記の成果有体物に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第4条（成果有体物の管理と利用）に該当しないことを確認したので、同規程第6条に基づく有体物の提供（産業上の利用を目的）について承認します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別            無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）
- (3) 提供相手先の使用目的
  
- (4) 提供予定時期            平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
  - 1) 相手先の名称
  - 2) 住所、郵便番号
  - 3) 代表者の役職、氏名
  - 4) 担当者の役職、氏名
  - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等
  
- (6) その他必要事項

注意)

- ・ 本承認書は、学長への届出書に付して社会連携・知的財産センターへ提出してください。
- ・ 有体物の提供にあたっては、別途、研究材料提供契約を締結すること。
- ・ 国内法、国際条約及び本学の規程（遺伝子組み換え生物等、動物の輸入届出制度、植物防疫法等）に該当する場合は、別途、決められた手続きをとること。

## 香川大学共同研究取扱規程

平成19年4月1日

### (趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)における共同研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めによるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、企業等外部の機関(以下「企業等」という。)から研究者及び研究経費等を受け入れて本学の教員が当該企業等の研究者と共通の課題につき、共同して行う研究並びに企業等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れ、本学及び企業等において共通の課題について分担して行う研究をいう。

2 この規程において「部局等」とは、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、図書館、博物館、各学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス、保健管理センター、研究戦略室及び広報室をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

### (研究者の受入れ)

第3条 本学は、企業等に属する研究者を受け入れる場合は、共同研究員として受け入れるものとする。

2 共同研究員は、企業等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

### (共同研究員の研究料)

第4条 共同研究員の研究料は、研究員1人につき年額420,000円とし、月割り計算はしないものとする。

なお、研究期間が複数年度にわたる場合には、一括徴収又は翌年度以降、各年度ごとに所定の年額を徴収することができる。

2 研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。

3 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の企業等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

4 既納の研究料は、返還しない。

### (共同研究に要する経費)

第5条 本学における共同研究の場合、本学はその施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

2 前項の共同研究の場合、企業等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、備品

費、消耗品費、研究支援者等の人件費及び光熱水料等の直接的な経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)を負担するものとする。

- 3 企業等は、前項に規定する直接経費以外に、共同研究遂行上必要となる経費等(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。
- 4 前項に規定する間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額とする。
- 5 第1項の共同研究の場合、本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、第2項に規定する直接経費の一部を負担することができる。
- 6 本学及び企業等における共同研究の場合、第1項及び第2項に加え、企業等における研究に要する経費等は、企業等の負担とするものとする。
- 7 研究経費は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を定めて分割徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

#### (間接経費の免除)

第6条 前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 共同研究の相手先が国(国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、当該経費により共同研究を実施することが明瞭なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合
- (2) 共同研究の相手先が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合

#### (設備等の取扱い等)

第7条 本学における共同研究により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

- 2 本学及び企業等における共同研究により、研究の必要上、企業等において新たに取得した設備等は、企業等の所有に属するものとする。
- 3 本学における共同研究及び本学及び企業等における共同研究で、本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、企業等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

#### (研究場所)

第8条 本学の教員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、企業等の施設において研究を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により、本学の教員が当該企業等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

#### (研究成果の公表)

第9条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、その公表の時期・方法については、必要な場合、学長は企業等との間で協議の上、定めるものとする。

2 研究の実施状況等の公表については、必要とするときは前項の規定に基づき適切に行うものとする。

(受入れの手続)

第10条 共同研究の申込みをしようとする企業等の長は、別紙第1号様式の共同研究申込書に別紙第2号様式の共同研究計画書を添付して、当該部局等の長(法人部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。

2 部局等の長は、前項の規定により企業等から共同研究申込書の提出があったときは、当該共同研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定等)

第11条 共同研究の受入れは、企業等の申込みに基づき、部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第12条 部局等の長は、共同研究の受入れを決定したときは、別紙第3号様式の共同研究受入決定通知書により、学長及び社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)並びに企業等の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第13条 学長は、前条の規定により共同研究の受入決定通知を受けたときは、速やかに企業等と共同研究契約書により契約を締結するものとする。

(共同研究の変更)

第14条 共同研究契約を締結して、共同研究を開始した後に、研究の進展状況に応じ研究計画を変更する必要が生じ、直接経費等に変更が生じる場合には、その変更内容に応じた変更契約を締結するものとする。

(完了)

第15条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、別紙第4号様式の共同研究による研究の経過及び成果等を記載した共同研究完了報告書により、速やかに部局等の長に報告するものとする。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を学長及びセンター長に通知するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第16条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じたときは、本学及び企業等が協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。

(共同研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第17条 前条の規定により、共同研究を中止した場合において、第5条第2項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じたときは、本学は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を企業等に返還することができる。

2 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第7条第3項の規定により企業等から受け入れた設備を研究の完了又は中止した時点の状態で当該企業等に返還するものとする。

(特許出願)

第18条 学長及び企業等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう務めるものとする。

2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その迅速な処理に務めるものとする。

3 学長又は企業等の長は、本学の教員又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。

4 学長及び企業等の長は、本学の教員及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、企業等の長から特許を受ける権利等を承継した場合は、学長が単独で出願等を行うものとする。

(知的財産権の実施)

第19条 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を企業等又は企業等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

2 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、企業等との共有に係る知的財産権(以下「共有に係る知的財産権」という。)を企業等の指定する者に限り、共同研究完了の日から10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

3 第1項の場合において、企業等若しくは企業等の指定する者が本学が承継した知的財産権を、第2項の場合において、企業等の指定する者が共有に係る知的財産権を、それぞれ優先的実施の期間中、一定期間(学長と企業等の長が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施しないとき、学長は、企業等及び企業等の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。

- 4 学長は、前3項の規定により、本学が承継した知的財産権若しくは共有に係る知的財産権の実施を許諾したとき、又は共有に係る知的財産権を本学と共有する企業等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

第20条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする共同研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と企業等との共有とし、この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、企業等と協議の上、適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第21条 学長及び企業等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

部 局 等 の 長 殿

所在地

名称

代表者名

印

共同研究申込書

香川大学共同研究取扱規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目				
研究の概要				
研究の意義・特色				
研究期間				
研究実施場所				
研究担当者	区分	氏名	所属・職	役割分担
	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費の負担額	直接経費 (消費税及び地方消費税を含む。)			千円
	間接経費			千円
	共同研究員研究料			千円
	合 計			千円
提供設備等 (設備名、規格、数量)				
その他参考となる事項				

別紙第2号様式

共同研究計画書  
(共同研究に要する経費)

研究題目

平成 年度経費

積算内訳

(金額単位：千円)

区 分	内 訳	数 量	金 額
研究謝金			
研究旅費 国内旅費 外国旅費			
研 究 費 備 品 費 消耗品費 賃 金 光熱水料 そ の 他			
間接経費			
共同研究員研究料			
合 計			

平成 年 月 日

学 長  
 社会連携・知的財産センター長  
 企業等の長 殿

部 局 等 の 長 印

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。

記

研究題目				
研究の概要				
研究期間				
研究実施場所				
研究担当者	区分	氏名	所属・職	役割分担
	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費	直接経費			千円
	間接経費			千円
	共同研究員研究料			千円
	合 計			千円
提供設備等				
その他参考となる事項				

平成 年 月 日

部 局 等 の 長 殿

研究代表者

所属・職名

氏 名

印

共同研究完了報告書

平成 年 月 日付で、受入れの決定を承認された共同研究  
について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1. 研究題目
2. 研究の経過及び成果
3. 研究に要した経費 円（内訳書別紙のとおり）
4. その他参考となる事項

(趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、学外からの委託を受けて職務として行う研究、調査、試験、分析及び製作(以下「研究」という。)で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「部局等」とは、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、図書館、博物館、各学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス、保健管理センター、研究戦略室及び広報室をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り受け入れることができる。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、決定する。

(2) 受託研究の結果生じた知的財産権は、原則、本学に帰属し、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

(4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合、本学はその責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知する。また、受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の要求があった場合は返還する。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。

なお、中止の理由が本学が受託研究を履行できないことによる場合は経費は返還する。

(5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付するものとする。

(6) 委託者は、受託研究に要する経費を、受託研究契約を締結した後、直ちに納付するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を決めて分割して徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究の委託者が負担する経費は、謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費、研究室料及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(消費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額(消費税及び地方消費税を含む。以下「間接経費」という。)の合算額とする。

- 2 前項の規定による間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。
  - (1) 委託者が国(国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合、又は第2項に規定する額が措置されていない場合
  - (2) 委託者が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合

(受入れの手続)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、別紙第1号様式の委託研究申込書を当該受託研究を行う部局等の長(法人本部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の規定により受託研究の申込みがあったときは、当該受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定)

第7条 受託研究の受入れは、委託者の申込みに基づき部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第8条 部局等の長は、受託研究の受入れを決定をしたときは、別紙第2号様式の受託研究受入決定通知書に研究経費算定内訳書を添付して、学長及び社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)に通知するとともに、別紙第3号様式の受託研究受入通知書により、委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 学長は、前条による通知を受けたときは、速やかに受託研究契約書により委託者との間で契約を締結し、その旨をセンター長及び当該部局等の長に報告するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要がある場合は、直ちに当該部局等の長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めた場合は、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。
- 3 部局等の長は、前項の中止又は期間の延長を決定したときは、別紙第4号様式の受託研究中止(期間延長)決定通知書により、その決定内容を学長及びセンター長に、通知するものとする。
- 4 部局等の長は、第2項の中止又は期間の延長を決定したときは、この旨を研究担当者及び委託者にそれぞれ通知するものとする。
- 5 受託研究期間の延長を決定したときは、学長はすみやかに変更契約を締結するものとする。

(研究完了の手続等)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、研究成果を部局等の長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、学長及びセンター長に、研究の完了を通知するとともに、委託者に成果の報告を行うものとする。

(成果の公表)

第12条 受託研究の成果を公表するときは、その成果の公表の時期及び方法について、学長は委託者と協議するものとする。

(知的財産権の帰属)

第13条 学長は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その処理に当たっては、迅速に努めるものとする。

(知的財産権の実施)

第14条 学長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 2 前項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が知的財産権を優先的実施の期間中、一定期間(学長と委託者が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者の意見を聴取の上、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。

(実施料)

第15条 学長は、前条の規定により、本学が承継した知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

第16条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする受託研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と委託者との共有とすることができるものとする。この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究)

第18条 医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究の取扱いについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

部局等の長 殿

住所  
 名称  
 代表者名 印

委託研究申込書

香川大学受託研究取扱規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託研究を申し込みます。

記

研究題目	
研究目的	
研究内容	
研究経費	<p style="text-align: right;">円（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>（内訳）</p> <p>直接経費                      円</p> <p>間接経費                      円</p>
研究期間	
希望する研究担当者	
研究用資材、器具等の提供	
その他	

別紙第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

学 長

社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

受託研究受入決定通知書

下記のとおり委託研究を受け入れたので、委託研究申込書を添えて通知します。

記

1 研究題目

2 委託者の氏名

3 研究目的

4 研究内容

5 研究に要する経費

円

(内訳)

直接経費

円

間接経費

円

経費の内訳は、別紙研究経費算定内訳書のとおり

6 研究予定期間

7 研究担当者

8 その他必要な事項

別紙

研究経費算定内訳書

研究題目

委託者の氏名

研究経費 円(消費税及び地方消費税 円を含む。)

内訳

事項	金額	算定根拠
直接経費 研究謝金 研究旅費 研究費 備品費 消耗品費 賃金 光熱水料 その他	円	
間接経費		
合計		

別紙第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

委託者 殿

部局等の長 印

受託研究受入通知書

平成 年 月 日付けによる委託研究の申込みについては、下記のとおり受入させていただきますのでお知らせいたします。

記

1 研究題目

2 受託経費 円

3 その他

別紙第4号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

学 長  
社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

受託研究中止(期間延長)決定通知書

平成 年 月 日付けで受入れを決定した受託研究については、下記のとおり中止(期間延長)することを決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の氏名
- 3 当初の研究期間
- 4 中止する日又は延長する期間
- 5 中止又は延長する理由
- 6 その他

## 香川大学における利益相反について

### ～大学の「教育・研究」と「産学官連携」の両立に向けて～

本学では、教職員による教育研究の成果を産業界等との連携を通じて積極的に地域社会に還元することを目指しています。そのことが地域社会の活性化に貢献するとともに、本学の教育研究の活性化・高度化並びに経営基盤の強化に資すると考えます。

産業界等との連携活動を積極的に進めると、教職員の「本学における職務」と「他の組織における職務」との間で利益相反状態が発生すると考えられます。そこで、産学官連携の実施で生じる利益相反の調整及び透明性の確保により、社会から信頼される活動とするための基本的方針とするため、以下の5つを柱とした**利益相反ポリシー**を定めています。

1. 活動の透明性
2. 本学の職務の優先
3. 学生の権利の尊重
4. 公共性の確保
5. 組織としての対応



※「香川大学における利益相反ポリシー」は、以下をご参照ください。

[http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu\\_m/riekisou/po1.pdf](http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/po1.pdf)

#### 利益相反マネジメントに対する考え方

利益相反は、倫理規定や就業規則などで規定されるものではありません。必ずしも法令違反となるわけではないものの、社会からみた外観上、「問題があるのではないだろうか」との疑念が起こりうる状態です。実際に問題が生じていなくても、疑念をもたれかねない状況がある場合、社会に対する説明責任を果たさなければなりません。

そのため、利益相反は、大学と教職員の行動を制約し、一律に回避すべきものではなく、大学及び教職員が、公正かつ効率的に業務を実行するためにマネジメントするものです。

また教職員が産学官連携を行う際に抱える利益相反リスク（社会から疑念を抱かれること）に対する不安を解消し、産学官連携を積極的に推進できる環境を整備するためにマネジメントするものです。

#### 利益相反の対象者

対象者は、学長、常勤の理事、教員、事務職員、技術職員、医療職員、教務職員及び非常勤職員（ただし、研究員等研究に係わる者のうち他機関との雇用関係を持たない者）です。

#### 利益相反の対象行為

##### （1）株式等の取得

自らが兼業として関わる企業及び本学教職員の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式（何らかの形で見返りを得ることができる場合を含む）を本人、配偶者もしくは一親等の同居の親族が取得する場合

##### （2）営利企業への兼業

営利企業における役員、非役員を問わず、報酬を得て兼業を行う場合

##### （3）共同研究、受託研究

##### （4）共同出願、技術移転

※香川大学の「利益相反マネジメント方針」は、以下をご参照ください。

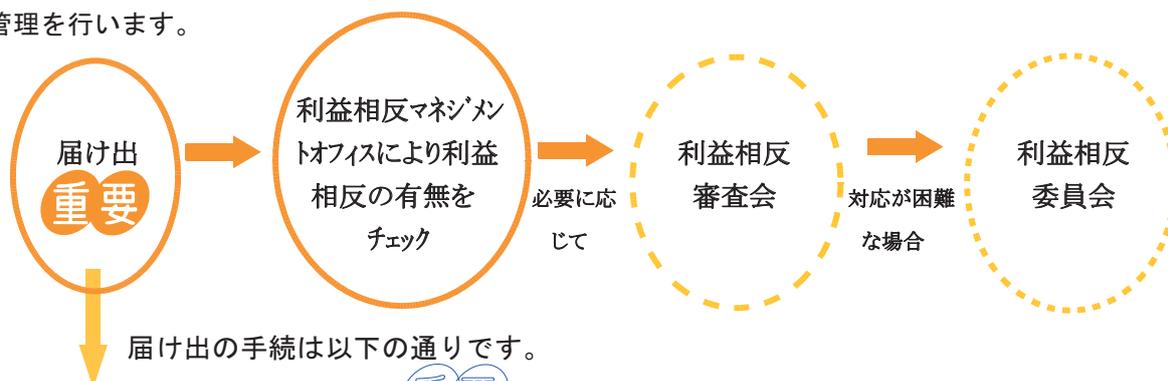
[http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu\\_m/riekisou/ma1.pdf](http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/ma1.pdf)

## 利益相反マネジメントの手続について

基本的な処理は以下のとおり行います。

- (a) 第1ステップ：基本的には利益相反マネジメントオフィスがチェックします。
- (b) 第2ステップ：必要に応じて利益相反審査会を開催します。
- (c) 第3ステップ：利益相反審査会では対応が困難な問題については、利益相反委員会で論議します。

ここで、知り得た個人情報については、利益相反マネジャーを個人情報保護管理者と定め厳格な管理を行います。



### (1) 株式等を取得された場合 **重要**

本人・配偶者もしくは一親等の同居の親族が、利益相反事項に該当する株式・債券等を取得された場合には、事前に報告書を人事グループ（本人が営利企業役員で、その企業の株を本人が取得する場合）または研究協力グループ（それ以外の場合）まで提出してください。

### (2) 営利企業で兼業される場合 **重要**

営利企業で兼業を行おうとする者、または既に許可されている内容を変更しようとする場合は、事前に申請書を人事グループ（営利企業役員の場合）または部局等の長（それ以外の場合）に提出してください。

### (3) 共同研究、受託研究

### (4) 共同出願、技術移転

申込時に研究協力グループ及び利益相反マネジメントオフィスにて内容を確認します。

※「香川大学利益相反に係る審査手続」は、以下をご参照ください。

[http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu\\_m/riekisou/shi1.pdf](http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/shi1.pdf)

## 利益相反Q & Aについて

利益相反の状態が生じやすいケースと、それに関する本学のマネジメントについては、[http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu\\_m/riekisou/qa1.pdf](http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/qa1.pdf) をご参照ください。

その他、ご質問・相談等がございましたら、利益相反マネジメントオフィスまでご連絡ください。

### 利益相反マネジメントオフィス

内 線 : 2542 (研究協力グループ)

E-Mail : [riekisou@ao.kagawa-u.ac.jp](mailto:riekisou@ao.kagawa-u.ac.jp)

※送信時は全て半角英数としてください。





## 社会連携・知的財産センター 活動報告書

香川大学 社会連携・知的財産センター

〒761-0396 香川県高松市林町 2217-20

TEL (087)864-2522

FAX (087)864-2549

E-mail ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

URL <http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/>



香川大学キャラクター

細い線で「K」をモチーフにした動物（人）を描いています。「夢・個性」の発見に向けて、人一倍の「嗅覚（アンテナ）」を磨き生かし、知識、探究、思考、発想、実行を重ねながら、筋肉を身につけて魅力的な人となり社会に巣立つことイメージしております。